

令和3年9月24日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)			
出席議員 (10名)	1番 鈴木千春	2番 大川徹也	3番 原直弘
	4番 吉田豊	5番 田中静雄	6番 原田希
	7番 吉富隆	8番 大川隆城	9番 寺崎太彦
	10番 中山五雄		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平	副町長 財津勝記	
	教育長 野口敏雄	会計管理者 橋本真美	
	総務課長 矢動丸栄二	まち・ひと・しごと創生課 河上昌弘	
	財政課長 川原俊史	危機管理対策監 弥永正一	
	建設課長 高島真幸	産業課長兼 農業委員会事務局長 日高泰明	
	住民課長 扇智布由	健康福祉課長 江島朋子	
	税務課長 森園敦志	教育委員会事務局長 中島洋	
	生涯学習課長 小川成弘	文化課長 宗雲英則	
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次	議会事務局主事 松田望	

議事日程 令和3年9月24日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
7	7番 吉富 隆	1. 上峰町中心市街地活性化事業について（関連） 2. 風水害対策について 3. 新型コロナウイルスについて
8	1番 鈴木千春	1. 「パートナーシップ宣誓制度」について 2. 新型コロナワクチンについて 3. 中心市街地活性化事業について 4. 農地の豪雨被害について
9	2番 大川徹也	1. ヤングケアラーについて 2. 障害者の雇用創出について 3. 大雨水害対策について 4. 中心市街地活性化事業について

日程第2 議案審議

議案第34号 上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第35号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第5号）

日程第4 議案第36号 令和3年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第37号 令和3年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第38号 令和3年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第39号 令和3年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第40号 動産の買い入れについて

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。

前々日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。発言の機会をいただきありがとうございました。私自身悩みました。しかし、発言しなければ間違った情報が届いてしまう。ここは強く抗議をしなければいけない立場にあると思っています。

先日、原直弘議員の一般質問に対する答弁において中断をさせていただき、会議録や広報用会議録における誤導につながる発言全てに対し、全員協議会で私から訂正をお願いし、議長や広報委員の方々からも注意を受けた経緯があるにもかかわらず、いまだ公開の場で説明と訂正がないことはとても大きな問題ではないかと私は思うのです。

まず、広報用会議録（町民だより）質問欄は、個々の議員がそれぞれ編集し、執行部の答弁欄も個々の議員が編集されていることを御存じない町民の方も多いと思います。これまで発言したこともない発言が掲載されることなどもありました。困惑することばかりでしたし、本来、要約（ダイジェスト）であるはずなのに、切り取りがなされ、議論の推移が掲載されず、答弁が掲載されず放置されることもあります。お隣のみやき町でも、執行部の答弁の部分は執行部が確認し掲載するようになっているのに、再三にわたり広報委員会に申し出ていますが、改善がされずにあります。

こういう状態でこれまで13年間、私はずっと黙認をしていました。しかしながら、先般、議会だよりに掲載された原直弘議員の発言を拝見して驚きました。合同会社の出資比率と配当に関する事実と異なる情報が平然と掲載されていたからです。これは私個人のことでない。今日現在、民間事業パートナー12者と共同事業パートナー26者の名誉の回復と士気の低下を招かぬよう、私はあえて勇気を出して申し上げようと思いました。

合同会社の出資比率と配当に関する事実と異なる発言や、発言の根拠が不明確である発言が広報用会議録（議会だより）に掲載され、再三注意を受けながらも放置されることは地域社会に無用の混乱を生み出し、町民の皆様へ誤導につながるおそれがあるために、秩序維持に関する地方自治法、上峰町議会会議規則の趣旨にのっとり、私は原直弘議員に説明と訂正をこの開かれた場で求めるものであります。

8月の臨時会では、さらに問題が起きました。町執行部が説明できない討論において、事実と異なる発言や根拠のない数字が用いられておられました。そのときの原直弘議員の発言は以下のとおりです。

まず、「今回の補正予算では建物の解体にかかる費用が約14億円であるということですが、

無償譲渡を受けたイオン跡地の評価額は約3億円ですので、単純計算でいくと、その差額の約11億円が町の出費であり、言い換えるならば、町がイオン跡地を11億円で買ったようなものであります。この11億円という金額は土地評価額の約3.8倍に当たる額となります。」とあります。

イオン跡地再開発のため合同会社を組織し、官民連携でリスクを分担することが町の負担を少なくすることになるとの考え方から、議案の審議において「建物の解体」にかかる費用は約7億円だと十分説明をいたしました。その点については、質問もなく、御本人も理解されておられたとっておりました。

また、地下埋設物の撤去にかかる費用は民間事業者が負担することになっており、ふるさと納税寄附金を活用して負担することはないと説明をいたしております。だのになぜ、建物の解体にかかる費用が約14億円が町負担という計算になるのか。

さらに、約7億円で解体する建物の範囲は、イオン跡地（評価額約3.1億円、面積約3万9,000平方メートル）だけではなく、旧自動車学校跡地（評価額約0.8億円、面積約1万平方メートル）と旧民有地（評価額約1億円、面積約1万5,000平方メートル）に広げていることも説明をしております。イオン跡地だけではないのです。

無償でもらった土地と建物に約7億円かけますが、イオン跡地と旧自動車学校跡地と旧民有地分の合計評価額約5億円の土地が上峰町のものになります。

ちなみに、御説明したように、この評価額は役場で評価した建物の負担がついた状態での現状の固定資産の評価額でして、鑑定評価額ではありません。不動産鑑定士のお話によると、試算価値は、鑑定評価を入れれば格段に上昇するとの話でした。それでもなお、訂正がなされない理由と、原直弘議員の発言に対し、この開かれた場での説明をお願いしたいと思っております。

次に、このように掲載されておりました。「今回このような状況になったのは、町がイオン跡地の土地の評価も十分に行わず、また、解体にかかる費用の精査をしないまま、そして将来的なマネジメントを行わず、ただ単に町費を投入すれば済むという安易な跡地の無償譲渡をかけた結果が今回の14億円という多額の町の出費であり、この14億円の出費は町のずさんな計画が招いたものであると言えます。」とあります。ここでも14億円と強調されていますが、14億円ではありません。誤りです。先ほど申したとおりです。

また、町は十分にイオン跡地の土地の評価約3.1億円を行い、説明をしておりますし、解体にかかる費用の精査についても3者以上の見積りを取り費用の精査を行ったことを議場で原直弘議員から質問を受けた際、答弁し、説明しております。議事録を御参照ください。

また、こうあります。「現在のイオン跡地再開発の計画は当初より格段に大きいものになっており、その内容は道の駅、農産物直売所、加工施設、行政情報発信施設、ミニFM局、スタジオ、ミュージアム・ギャラリー、住宅施設、学習室、健康増進施設、体育館、武道館、

プールなどの施設ですが、これらの建設にかかる費用は100億円を軽く優に超える規模のものになる—中略—これらの費用が町の財政を圧迫することになります。」とあります。

掲げられている施設はあくまで開発水準という、これまで様々な方法で聞き取りを20回以上してきたものであります。現在これらの施設の予定運営主体によって市場性や経済性、複合化の可能性を探って造るものと造らないものが決まり、設計されていく段階だと何度も説明してまいりました。だから、全て造ると決まっているわけではないことはお分かりのはずです。特に社会体育館、町民プール等の公共収益施設については、既に老朽化比率100%を超えるものから、民間資金を活用し、施設を複合化し、総床面積を減らし、統合し、質を向上させ、収益性の高い場所に建て替えることが既存の施設を解体し、リビルドするまでの間、土地を確保し、仮施設を建てる総事業費よりも町民の負担を減らすことにつながると確信しています。

また、選挙時においても建設にかかる費用が100億円との流説が流れておりましたが、原直弘議員から今回100億円という説明したはずのないあり得ない膨大な費用がかかると発言されております。

先日、算定根拠をお尋ねした際に、「久留米と佐賀の大規模商業施設よりも大きな施設を造るはずだという前提で、平米当たり単価と面積の上指数で積算した」と私に述べられましたが、私たちは大きなGMSを造って商業エリアとして競わないことは伝えてきたと思っています。地域におけるつながりを大切にし、地域的、社会的、経済的、文化的に人々が共生し、心地よいと感じることができる緑あふれる小さな町の交流拠点を目指していますので。

最後に、「公金である町費を湯水のように惜しげもなく使うという現状を目の当たりにすると—中略—このイオン跡地の再開発にかかる経費が100億円を優に超える規模になり得ることから、—中略—再開発に関連する際には賛成しかねますので、この議案については反対いたします。」とあります。

私たちは、寄附者による使い方が決められているふるさと納税寄附金や民間資金（インパクト投資やクラウドファンディングや金融機関からの融資等）を活用し、健全な財政を維持します。解体費用と同様に、民間資金や補助金をできるだけ多く集めて公共の持ち出しを少なく抑えます。

私は、九州・山口ワーストワンであった上峰町財政を給与カットや起債を伴う事業を控えることで現在佐賀県2位まで改善してまいりました。

私にも子供がおりますが、子供たちの未来のために借金を残さず、財政の健全化と中心市街地再開発を両立することが私の使命であると考えております。

町民から財政再建を託されてきたこの私が、建設費100億円を優に超える規模で公金である税金を湯水のように惜しげもなく使うといった、どこかで聞いたような自治体のまねだけは決してやりたくありませんし、現に13年やっておりません。

あと、最後に、町費や公金等の表現は寄附者への敬意に欠けていると私は感じています。総務省の指導以降、あくまでもふるさと納税寄附金は使い道が明確にされ、寄附者が使い道を決められたお金です。現在使い道を明確にしているため、町の執行部や町議会議員の皆様判断で自由に使えることではないことを確認するためにも、寄附金と説明されるほうが適切だと考えます。寄附者は使い道を指定しておられますし、私も寄附金の充用しか考えないと御説明してまいりました。

以前、寄附者の意向に沿わず、議員の費用弁償を自ら復活しようとして上峰町議が情報番組で取り上げられてしまった事実があったことをお忘れないようにお願いします。

訂正、説明がないこのような事態に当たり、説明と広報用会議録への掲載を了承していただきました中山議長様はじめ、吉富議会運営委員長様、そして寺崎広報委員長様に感謝いたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、7番吉富隆君よりお願いします。

○7番（吉富 隆君）

7番吉富でございます。一般質問の許可をただいま議長よりいただきましたので、早速ではございますが、一般質問をさせていただきたいと思っております。

なお、今回の議会でいろいろな問題等々を取り上げてきました。傍聴人の皆さんには大変お見苦しいところを見せたところについては深くおわびを申し上げさせていただきたいと思っております。

早速ですが、大きく3点ほど通告をしておりますので、通告順に従って質問をさせていただきます。

1番目に、上峰町中心市街地活性化事業について、（関連）についてお尋ねをさせていただきます。

要旨の1番につきましては、今後町の計画について、どのような計画をされておられるのか、お尋ねをさせていただきます。

それから2番目に、町と合同会社との利害関係がどのような形になっているのか、教えていただきたいというふうに思います。

それから3番目に、解体工事費等貸付金の676,000千円についてでございますが、この676,000千円というのは議決事項であって、この数字を動かすということは到底できない問題と解釈をした上で質問をさせていただきます。

そこで、お尋ねでございますが、合同会社に貸し付けるということは議会の議決事項でありますので、執行部としては執行をされていくであろうというふうに考えます。

そういった中で、貸付けでございますので、この貸付けの書類等々、これがどのようになっているのか、そこをお尋ねさせていただきたいというふうに思います。

要旨の4番目に、解体工事費等負担金726,000千円につきましても議決事項でございますので、これはこの数字が動くことはございません。着々と執行をされていくものだと思っております。

そういった中で、解体工事費等負担金ということになっておりますので、この相手先を教えてくださいというふうに思っております。

中身について答弁等々があるでしょうから、その関連についてはその都度質問をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、大きく2番目の風水害対策についてでございますが、風という文言をしておりますが、これは台風だということで御理解をいただければと、水については大雨ということで御理解をいただきたい。それに対する対策についてでございますが、今後町の考えについてどのような考えを持っておられるか、お尋ねいたします。

それから、大変難しい問題、要旨の2番でございますが、排水機の設置はできないのかということなんですが、これは大変難しい大きな問題であろうというふうに思っております。しかしながら、今の上峰町の議会の中で大きく変化が出てきているのは言うまでもないことでございますが、同僚議員からもスケボーの問題が一般質問でなされまして、オリンピックという大きな転換の出るような質問があっております。大きく議会も変わっていくであろうと思っております。それに匹敵するのが要旨2番の排水機設置はできないかということであろうというふうに思います。

それに伴って、本当に農業団体の被害というのは計り知れないものがあると思っております。そこで、救済措置として町長さんをお願いをしてみたいと、そういうことはできないのか、町長のお考えもお尋ねを重ねてしていきたいというふうに考えておるところでございますので、よろしく願いいたします。

それから、大きく3番目に、新型コロナウイルスについてでございますが、今後の対策として町の考えをお尋ねいたします。

本当に今、新しく感染する人がレベル3まで下がっております。今までこれが第5波であったと記憶しておりますが、一応レベル3まで下がって、あとがまた右肩上がりでどーんと感染者が増えた経緯がございます。今が一番大事な時期であろうというふうに考えておりますので、その辺について町の考えをお尋ねいたします。

それから、要旨2番目でございますが、PCR検査を町民全員にできないのかと、これも大きな問題であろうと思っております。恐らく全国でこういう話は今のところは報道にも載っておりませんので、上峰町で一番初めの質問になるかなと思っております。

私たちの町でも、1億7,000万弱の人口の中で55名が感染をされております。今が一番大

事なときであって、いち早くこういった検査をしていただいて、町民の皆さんの生命を守ることにつながるのではないかと考えておりますので、時間の許す限り質問させていただきたいと考えておりますので、明快な御回答をよろしく願いして統括質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、上峰町中心市街地活性化事業について、質問要旨の1番、今後、町の計画について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。吉富議員の質問事項1、上峰町中心市街地活性化事業について、要旨の1に関して答弁をいたします。

官民共同事業体である合同会社つばきまちづくりプロジェクトが組成されるまでの間におけます民間事業パートナーであったり、共同事業パートナーの募集要項の作成、共同開発協定の締結、ストラクチャーの組立てなどにつきましては町が行ってまいりましたが、組成後の事業計画等につきましては、町がイニシアチブを取るというよりも、官民共同事業体であるつばきまちづくりプロジェクトにおいて執り行われます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

ただいま河上室長さんから御答弁をいただきました。要するに、私たち議会の立場から見ると、質問はもうできないよということで判断してよろしゅうございますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

町が一旦のところ、組成までの間につきましては、一定の見解とか水準とか、こういったものを示して、それに基づき募集されたのが民間事業パートナー、つまり現在の合同会社つばきまちづくりプロジェクトの経営に携わる方々になります。

町がつくった計画どおりに設計発注をした上で施工し維持管理を行うということになれば、これは公民連携事業ということよりも、もう公共発注に近い性格のものとなってしまいます。

仕様発注ではなく性能発注、民間のノウハウを生かし、アイデアを出していただく、こういった環境を構成するには民間と公共が調和を取りながら事業を執行していくことが必要かと、こういう考えの下に公民連携事業というものが成り立っているという形で御理解いただければ幸いかというふうに思います。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

簡潔に御答弁いただきたい。議会から見たときに、合同会社がそういったことをやっているというのは再三再四町長さんからも説明を受けておりますので、それは理解していますよ。だから、今後町の計画はということで質問、迷いました、これは大変にね。しかしながら、

我々議会としては、そこに対しては質問をできないよね、立ち入ることができなかどうかをお尋ねしているんですから、簡潔にお願いしますよ。

今までの説明は、室長にしても町長にしても、この内容的なものは説明を受けていますから、合同会社については。だから、再三再四、私はほかでも一般質問してきましたよ。できなくなるじゃないの、できないですよねということまで質問してきました。

5・5は間違いあったんだから町の責任もあるだろうという話もしてまいりました。しかしながら、合同会社が設立をされた、その暁には我々は、議会は立ち入ることができなんでしょうと質問をしているわけですから、できないと判断しとってよろしゅうございますか。できないでしょう。いや、そこに何も我々は権限なくなるじゃないですか。違いますか。いや、そこら辺をきちっとしておかないと、後に連携していますのでお願いをいたします。

○町長（武廣勇平君）

簡潔にということですので、お答え申し上げます。

質問できるかできないかというお尋ねに対しては、質問できます。では、公共で事業を発注しようが、公民連携で事業を発注しようが、概要が定まらない限り説明できない環境にあるというのはどの事業でも同じだと思います。

質問をされる際に、まだ計画が固まっていなければ計画が固まっていないことをお伝えするし、合同会社で計画として固まった、発信内容が固まったことが我々に伝えられれば、それを町議会に説明すると、これだけ大きな事業ですから、そういった小規模な事業とは違い時間がかかるということは御了解いただきたいと思います。

○7番（吉富 隆君）

今、町長のほうから御説明をいただきましたけれども、何となく納得はできるような、できないような感覚で今おります。私は質問等々については、合同会社でもいろいろな協議をされていくだろうと思います。そこに対しては我々としては入ることはできないでしょう、質問はできないでしょうと。

ただいまの町長の御答弁では、合同会社で決まったことはきちっと報告しますから、そこで質問をしてくださいというふうにししか理解をしませんでしたので、真っすぐというようなことができるかできないか、もう単純な質問ですから、お願いします。

○町長（武廣勇平君）

だから、何度も申し上げます。質問はできます。それは公共で発注する場合も設計段階で事業委託している設計会社との協議の内容を話すことはないと思いますね。それと同じで、合同会社もまだ計画方針がしっかり設計も出来上がっていない状況で、様々な詳細についてのお尋ねはされるのは結構でしょうけれども、それに答えられる状況にないということをお尋ねしているわけでありまして、質問できるかできないかということに対しては質問はできますし、質問に対する答えが返ってくるかどうかは、公共発注であれ官民連携の合同会

社の発注であれ、しっかりと方針が定まってアナウンスできる状態にならなければ発信できないということなんじゃないでしょうか。

○7番（吉富 隆君）

ただいま町長の説明を聞きますと、質問はできるよという御回答でよろしゅうございますか。

私がお尋ねしているものは、単純な質問であって、合同会社に足を踏み込むことは議会はできないだろうと判断をしているものですから。しかしながら、まだまだ合同会社ができて設計段階だよということであれば、それは理解しますよ。しかし、設計段階でどうなったという報告は町長さんが議会に報告しますよという流れでしょう。直接合同会社に議会は質問は僕はできないだろうと思っていますので、流れ的には合同会社で決まったことは町長さんが議会に報告しますよということでもよろしゅうございますか。そこでは質問はできるよねと、それは理解していますよ。

そういうことであれば、随時先に今後進んでいくであろうと思いますので、御報告方をお願いしたい、それは約束をしとっていただきたいというふうに思います。よろしゅうございますか、町長、そういうことで。

○町長（武廣勇平君）

質問は一般質問の答弁範囲というのがありますね。例えば、社会福祉協議会補助金、補助金の事務執行に係る質問はできます。これは質問できますね、社会福祉協議会に対する質問としては。（発言する者あり）土地改良区、三養基西部土地改良区もそうですが、補助を入れています。その補助の事務執行に関する質問はできますね。これは質問ができます。合同会社、我々から補助金を流す部分についての事務執行についての確認の質問はできます。ただし、民間事業者が独自にやっている部分については、一般質問の答弁範囲外でありますので。ただし、それは合同会社全体の話ではないことをあえて強調して、答弁とさせていただきます。

○7番（吉富 隆君）

ただいま町長が説明されるに当たっては、福祉協議会、土地改良の話が出ましたが、予算関係については質問はできるということで私も認識はしております。ただただ、合同会社と、民間企業なので議会が足を入れることはできないだろうと今でもそれは考えております。

ただし、合同会社には町長なり室長さんが会議に入られるとっておりますので、そういった中で決まったことについては議会に報告しますよということでも理解をしておきたいというふうに思います。

議長先に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、町と合同会社との利害関係について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉富議員の質問事項1、上峰町中心市街地活性化事業について、要旨の2に関して答弁をいたします。

利害関係とか利害関係者として表現した場合、多くのビジネスシーンにおきましては、ステークホルダーのことを指すものというふうに言われております。

ステークホルダーとは、直接的、または間接的に利害——影響も含めてなんですけれども——が生じる全ての相手のことを指します。地域住民であったり、官公庁であったり、研究機関、金融機関、そして従業員も含まれます。つまり、プロジェクトを取り巻く全ての関係者を指すということで御理解頂戴できればというふうに思っております。

利害関係者といいますと、金銭的な利害が発生する株主であったり、取引先、顧客というのが真っ先に浮かぶかもしれませんが、ステークホルダーの範囲としては、それだけではなく、直接の取引先であったり間接の取引先、あるいはエンドユーザー、経営者、部門長、PM、プロジェクトメンバー、協力会社なども含まれる広義的な意味に捉えられるものと思います。

以上、吉富議員の質問答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

この利害関係の内容は僕も理解をしていますよ。ただ、私がお尋ねをしたいのは、民間企業であるゆえに町と利害関係がどのようなつながりがあるのかどうかをお尋ねしているので、法律的なことは私はよく分かりませんが、単純に考えたときに、民間企業に町との関連が濃いほどいいわけですよ、後の問題は。そうでしょう。これには完全に負担金ということが携わるのでやっぱりお尋ねをしておく必要があるだろうといふふうに思ったものですから質問しているわけですから、いろいろと町長さんが説明しなったことに、土地改良とか社会福祉協議会とかいうこととちょっと違うだろうと、民間企業ですから。だから利害関係が大きくあるだろうと僕は予想はしていますよ、負担金という問題があるので。そうでしょう。

それから、町と利害関係については、町と合同会社と一緒に活性化事業をやっていきますよということで僕は思っていますので、そうでしょう、利害関係がなければ負担金は出させないはずなんです。室長そうになっているんでしょう。利害関係があるところに対して一部、全額負担金ということはできるので、そういうふうになっていますよね。だから、利害関係はこう、しかじかですよという御回答はいただきたいなというふうに思っています。

そいけん、これは後でまた質問をしますが、利害関係が濃いほど僕はいいなと、ただ、民間企業ですから、そこら辺の組み合わせがどうなのかなと心配はするものですからお尋ねをしているんですよ。もう単純な質問ですよ、これも。よろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと質問の趣旨が私には分かりかねたんですが、ただ一言強調しておきたいのは、今回の合同会社に所属する民間事業パートナー12者、共同事業パートナー26者が濃い利害関係にあるかのような町と、そういう誤導につながるような表現はしたくありませんので、もうひとつ質問を分かりやすくしていただければと思います。

○7番（吉富 隆君）

趣旨が見えてこないということなんですよね。趣旨については単純にお考えをいただきたいというのは、町と民間企業の合同会社とのお付き合いということと分かりやすくはないかな、と思いますよ。それを利害関係という言葉を使っておりますが、これは利害関係というのは法律でも認められております。ただ、民間企業だからどうなのかなど。しかしながら、今までのこの活性化事業の中で執行部の説明によると、合同会社ができるまでという話は再三再四出てまいりました。だから、利害関係は物すごくあるだろうとは思いますが、ただ、土地改良とか福祉協議会とかの問題とは違うんだよね。民間企業だよと、これも法人化してありますので、そういったことを単純にお尋ねしよつとですよ。一緒にやっていく関係にありますよと答弁をいただければ問題ないじゃないですか。

○町長（武廣勇平君）

質問の趣旨が分かりませんので、しばし時間をいただいて、趣旨の聴き取りと、そして、正確な答弁に努めたいと思い、暫時休憩をお願いいたします。（「ちょっと待ってください。休憩には異議がございます」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

何でしょうか。

○7番（吉富 隆君）

単純な話であって、冒頭に申し上げたとおり、後ろに何人かの方がお見えになっています。長い時間、今回の議会で止まっておりますので、単純に御説明をいただければと思います。趣旨が分からんということであれば、先ほど説明したとおり、町と合同会社で民間活用しながらやっていきますよと言えば利害関係は成り立つであろうというふうに思いますので、趣旨が分からんということではないだろうと、私はここで休憩する必要はないだろうと思います。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

ありがとうございました。議員の質問時間を奪うのはいかがなものかと思ひまして、休憩を求めたところでありましたけれども、私が先ほどの御質疑を聞きながら感じたことでありますが、町とこれらの事業者が濃い利害関係にあるというようなことはないと思います。町としては、どの事業も同じですが、公共発注する際も広く一般競争入札を活用する方法もありますし、指名競争入札というやり方を私どもはやっておりますけれども、そういった形を

つくっております。

この合同会社におきましても、広く公募をし、共同事業パートナーについては随時今も受付をしながら、町という公共発注と同様に指名競争入札をするものと思われておるがゆえに、上峰町側と特定の事業者が濃い利害関係にあるとは思ってございません。あくまでもそれぞれの利益と損害という言葉が利害という言葉と意味しますと、それぞれリスクを負い、利益を追求し、公平な環境の中で生まれてつくられた合同会社だというふうに私は思っております。

これらは官民連携事業におけるPFI事業についても同様でありますし、公共発注においても同じような機会の均等、公平性を担保した形で行っているものと御理解いただければと思います。

○7番（吉富 隆君）

利害関係については町と合同会社と力を合わせて前に進んでいきますよということで理解しとけばよろしゅうございますかね。そういうことなんでしょう。指名競争入札とかなんとかの話は僕は聞いておりませんので、利害関係の中身が見えないと言われるので、町と合同会社、民間企業ですよ、でありますので、力を合わせて活性化事業には努力をしますよというようなことが利害関係に大きく寄与するであろうと僕は思うので、その確認をしているわけですから、確認をしているわけですよ。

今ね——聞こえんかにか、聞こえますか。この利害関係については、町と合同会社、民間企業は法人化してありますよね、ここの。そこと力を合わせて、官民一体となって活性化事業には進めてまいりますよということで理解をしとってよろしいですかと、それ確認いたしますよ、よろしゅうございますかと。いいですか。

○町長（武廣勇平君）

大変恐縮ですが、先ほど来繰り返し申し上げておりましたように、述べたとおりでございます。

○7番（吉富 隆君）

そのように理解をしてまいりたいというふうに思っております。

このことについて非常に時間を取っておるようでございますが、そのように町長理解をしています。

ぜひとも、臨時議会でも申し上げましたが、議会と町と力を合わせて活性化事業を成功させますよと僕は発言しています。だから聞いているんですよ。そこんには御理解をいただきたいというふうに思います。

この件についてはこれで終わります。先に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨 3 番、解体工事費等貸付金、676,000千円について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉富議員の質問事項 1、上峰町中心市街地活性化事業について、要旨 3 に関して答弁をいたします。

先般の臨時議会におきまして676,000千円の貸付金についての議決を頂戴し、条件整備を図っているところです。

貸付金の性格としては、町への返済を前提としていることもあり、実行後は債権管理を行っていききたいというふうに考えています。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

ただいま河上室長さんから御説明をいただきましたが、私の質問の趣旨にお答えをいただきたいんですよ。冒頭申しましたじゃなかですか。この数字については扱うことはできないんですよ、議決事項だから。だから、ここに合同会社に貸し付けをするということは決まっていますよね。そこに書類的なもんが発生するじゃなかですか。契約書なりなんなり、条件等々はあるじゃないですか。その分を冒頭に申し上げたので、その分についての答弁を求めているわけですから、お願いしますよ。（発言する者あり）何でしょう。

○町長（武廣勇平君）

冒頭に申し上げられたと、通告にないことを今宣言されたと同様に私は理解いたします。

我々行政は一般質問の答弁回数無制限のこの環境の中で、議員から通告をいただいたものに対する予定しかしておりません。冒頭に申し上げられて、今その手元に書類を持っているかどうか、私もその存在を確認していない以上、現状ですね、課で持っているとは思いますが、そういうものについてのやり取りを、答えられないことに対して、そういう指摘の仕方はいかなものかと私は今お聞きをして感じておりました。引き続き慎重な審議に努めていきたいと思いますが、そういう環境にあることを前提の上、静かな議論をさせていただければと考えております。

○7番（吉富 隆君）

町長ね、私が大きく 1 番目に、上峰町中心市街地活性化事業について（関連）ということで通告をしております。

だから、今、町長さんが言われるようなことには値しないだろうというふうに思っております。（「とんでもない」と呼ぶ者あり）はい。（「とんでもない」と呼ぶ者あり）どうしてですか。ちょっと待ってくださいよ。

あのね、676,000千円を民間企業である合同会社に貸付けをするということなんですよ。そうでしょう、それは間違っていないでしょう。そうしますと、契約書というものがあるでしょうと、それは答弁でくっでしょうもん。できないですか。御回答をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

これもかねてから考えておりましたけど、関連という言葉をもって全ての詳細な資料、中身についてこの執行部が答弁ができるかという、それはやはり限界がございます。その限界があることを申し上げているわけで、限界があることを承知の上で質問通告もされていることを前提に、しばし時間をいただいたり、猶予をいただきながら協議をするということは私どもも十分考えていくべきことだと思いますけれども、先ほど指摘をされましたので、指摘といいますか、叱責されたようにも捉えかねないような、そういう表現で言われましたので、そこは静かな議論を望みたいということを申し上げているところでございます。

○7番（吉富 隆君）

私は指摘はしておりませんよ。当然常識というものもお互いがあるであろう。金の貸し借りについてはきちっとした書類が必要でしょうと、それほどのようになっていますかという、もう単純な質問をしているわけですから、これができないということであれば、ちょっと我々議会の立場から見たときに、もう質問の内容を大きく変えなきゃならなくなる、今後。そうでしょう。

いや、町が町の金を合同会社に貸し付けるんですから、その書類的なものをお尋ねしているんですから何ら問題ないだろうと僕は思っています。それが指摘であるということで捉えられるとするならば、それは法的根拠をお示しいただかなければならない。

そういうことで、私が間違った発言をしておれば、ここで修正をさせさせていただきます。議会中はできますので。

○町長（武廣勇平君）

ですので、創生室長は先ほどの676,000千円については債権を管理する体制にあるという発言をしたと、答弁したと思います。そこで、吉富議員が書類についての質問だと言われましたので、その存否についてはこれからのことでもありましょうし、確認をできておりません、私自身も。恐らく当然何らかの交わすものはあると思いますけれども、そこについて第1答で答えられなかったことを指摘、叱責される覚えはないということを申し上げているだけでございます。

○7番（吉富 隆君）

僕は冒頭に申し上げたというのは、質問の内容については統括質問のときに、この書類的なものですよというのはお示しをいたしました。そうでしょう。

だから、当然金の貸し借りについては常識的に何らかの形で書類はきちっと交わすべきであろうと僕は思っています。当然だろうと、それは僕は思いますよ。じゃ、ほかの議員さんはどう思いんさっか——分かりませんよ。僕はそう思っています。

だから、その書類ができていないならできていないと、今後きちっとしますよという答弁があれば、あと質問されんじやなかですか、僕はね。それを聞いたかったわけですよ。

○町長（武廣勇平君）

それはこういうことでしょうか。事前に通告をいただいている質問要旨には答えずに、統括質問にまず答えることがこの議会の中でのルールになっているという理解でよろしいのか、私は質問要旨の中に対して、債権管理体制にあるということで、先ほどペーパーについても含めて回答したと思っています。

さら問いでもう一度資料についてのお尋ねがあれば、それに答えるのが静かな議論だと理解しています。叱責される覚えはないと申し上げております。

○7番（吉富 隆君）

私は議員の一人として、公金を貸し付ける問題については、やっぱり内容説明はいただかないとできないと。数字的には議決事項だから、これは扱うことはできないんですよ。だとするならば、やっぱりそれなりの書類等々は交わさなきゃならない。これはごく自然であろうと僕は思いますよ。

議決をして、8月に臨時議会でこういう議決をしていますよね。これは黙っておけばそのまま行きますよ。

だから、私が心配するのは、もうこういうことを言うとまた町長からお叱りを受けるかもしれませんが、臨時議会でも議案審議の中でお話をさせていただいております。じゃ、貸付けをしたら何年間で回収するの、5年間という答弁が出ています、5年間。年に計算すると一億三千数百万円になるはずなんですけど、そういったことをあまり突き詰めてもどうかなと僕は思っておりました。しかしながら、金の貸し借りだけはきちっとすべきだろうと。

議案審議で言っていないので一般質問に取り上げたところでございます。そういったことは理解をしていただきたいと思います。

やっぱり金ば貸さない町長書類つくっでしようもん、ね。個人に貸してもしますよ、それは。しかも676,000千円と大きな公金ですから、それを貸し付けるんだから、やっぱりそういった内容的な書類というのはきちっとしていただきたいというのが私の質問の内容ですから、それがまだ進んでいないということであれば早急にお願いしますよという話になる。静かに私は質問しているつもりなんですけどね、ま、取り方に、町長あるだろうと思う、お互いが。だから、前々日も議会を止めているいろいろと議論をしてまいりました。申合せ事項もつくりました。だから、よほど言葉には気をつけていかざるを得ないと、これはお互いでもんね。行政も議会もそうなんですよね、申合せ事項は。そうなっていますので、それも若干頭の隅には入れながら質問をしているつもりなんですけどね。なかなか難しいですもんね。町長がいつか言われるように軽々に言葉を発することはせんほうがいいよという話もされました。まさしくそのとおりだと僕も思っています。

だから、やっぱり合同会社、民間企業ということで若干の僕は、抵抗というと失礼になるけれども、これだけの大きな金を貸し付けるんですから、議員の皆さんは賛成多数で議決事

項、執行長は執行するはずなんですよ、できますから。だから、議会で議論をするわけですから、この676,000千円については書類はきちっとした形でやっていないのかどうか、じゃお尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

ありがとうございました。大変言葉を選んで話せば、質問事項から質問要旨に具体になり、統括質問でさらに具体になり、第1答の答弁は質問要旨、統括質問と質問要旨を含めて回答することを今後ともお許しをいただきたいというふうに思っております。

要旨と統括質問が乖離することがたまにございますので、その点は要旨に基づいて第1答を答弁すべきだということで私自身も考えてございます。

そこで、先ほどお尋ねの解体工事費等貸付金676,000千円についてであります。先ほど債権については管理体制をつくるということをお明言しておりますし、恐らく資料等がないことはあり得ませんので、今後どのような書類が必要となるかについては創生室長から答弁をいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

当然、金銭の貸し付けでございますので、そこには契約書というものの存在は必要になってまいります。

以上です。（「してない」と呼ぶ者あり）必要になってまいりますと申し上げております。

○7番（吉富 隆君）

室長さんから必要になるという御答弁でございましたけれども、これは臨時議会で議決事項なんで、もう書類的なものは進んでいかなきゃおかしいよ、と僕は思います。執行長は早く執行してしまってからじゃ遅いんですよ。だから、前段で利害関係のところでは私がしつこく聞いたのは、本来の姿として民間企業に議員の皆さんが入っていくわけにはいかないでしょうという流れを持っていたんですよ。だから、執行長が執行しないでじっと待ってれば書類をつくる時間は十分できると思います。それはきちっとした形でしていただきたいと思っております。

5年間で回収するということは明言されておりますので、そういった内容等々も含めたところで書類の作成に移っていただきたいと。

それでは、いつごろにこの書類の作成は——日程的にいろいろ問題はあるだろうけれども、いつごろになる予定でしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これは契約ですので、双方の合意というのが当然必要になってまいります。私どものほうでもるる準備という形で進めていっているところではございますけれども、先方様におきましても、当然予算措置が必要だったりということもなるかと思っておりますので、そういった体制等々含めたところで、適宜行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

今、河上室長さんのほうから予算の話が出てまいりました。予算というのは、どういうことなんだろうかと理解に苦しみますよ。議会に上程をされておりますので、676,000千円については、金があるから議会に協議してくださいよと提案をされるわけでしょう。予算の都合って、どういうことなんだろうかなと思います。そうでしょう、一括して676,000千円は合同会社に貸付けをされるわけでしょう。それは議決事項ですよ。だから、執行長は執行するでしょうと、こう申し上げております。そうすると、執行をするに当たっては、そこに賃貸契約ですか、貸し借りの書類は必要でしょうと。それはいつ頃になりますかとお尋ねしよっけん、それを答弁をしてもらえば何ら問題なかじななかですか。そういうことで、いつ頃になるかをお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

先ほど室長が申し上げたのは、合同会社の予算の話であります。予算が計上されていないと入れるわけにはいかないというふうに思いますので、相手方のあることですので、できるだけ早く行っていきたいと考えております。

○7番（吉富 隆君）

室長さんに対して大変申し訳ございません。これは深くおわびして訂正方をお願いするということで御理解をいただきたい。しかしながら、相手もですよ、じゃ、逆に貸付けするというのは、町から発信したわけじゃないでしょうもん、金が足りないということ、合同会社が足りないから、町に貸してくださいよという流れじゃないんですか。それはどちらでしょう。

○町長（武廣勇平君）

これは協議の上です。双方協議の上、決まったことでございます。どちらからということではない、協議の中で決まったことだということでございます。

○7番（吉富 隆君）

町長の答弁では、合同会社で協議をした結果、676,000千円を町が貸しましょうという流れですよ。だとするならば、やっぱりきちっとした形の書類の作成は必要でしょう。これいつ頃に作成ができるか、お尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

大変、先ほどから申し上げておることを繰り返し申し上げて申し訳ないなと思いますけれども、向こうの予算等の作成終了後、速やかに執行していきたいと町としては考えてございます。

○7番（吉富 隆君）

向こうとの協議で、受入れ側ですよ——の協議をしながらということではありますが、

やっぱりこれだけの公金を町から送出するわけですから、これ議決事項だから、これは早急に進めなきゃならないだろうと僕は思うんですよ。やっぱり向こうとすれば、この案件については、なかなか議会からはできない、質問はね。町長が聞いた、室長が聞いたことを議会で御報告をしんさつ、そういう流れになっていくだろうと僕は思っていますので、これは早急にやってくださいよ、議会終了後にでも合同会社との協議を重ねていただいて、早急な書類作成を強く要望して、この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の4番、解体工事費等負担金、726,000千円について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉富議員の質問事項1、上峰町中心市街地活性化事業について、要旨の4に関して答弁をいたします。

先般の臨時議会におきまして、負担金726,000千円の議決を頂戴したところです。

建屋等につきましては、行政財産として町の所有となっておりますので、それらの解体除去等の費用を負担する形で支弁をする予定となっております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

この案件につきましては、これももう議会の議決事項で、この数字を動かすことはできないという前提の下にお尋ねをしているんですよ。この負担金ですよ、相手先を教えてくださいませんか。どこに負担するんですか、相手があるから負担をするわけでしょう。そうじゃないの。そうでしょう。だから、相手先をどこに負担をするのというお願いを聞いているわけですから、その辺について御答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

こちらにつきましては、合同会社つばきまちづくりプロジェクトのほうへの支弁を予定しております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

合同会社のほうに負担をするということなんですよ。それで理解してよろしゅうございますか。

そうしますと、解体業に関わるこの負担金になるわけですが、イオン跡地の、跡地じゃない建物の解体と自動車学校の建物というのは、この726,000千円の中に2つ合わせたところの予算でございますか、どちらでしょう。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員お見込みのとおりでございます。両方合わせたものでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

想定はしておったところでございます。しかしながら、今後こういった予算が議決事項でありますので、町は執行していかれるだろうというふうに思いますよね。そういう中で、計画を最初聞いたんだけど、出てこない。同僚議員の質問も同じ質問の中で、本丸が少し出てきていますね。定住促進住宅造りますとはっきり言われたので、そうでしょう、それが本丸なんです。その一部だと思っています。だから、冒頭に町はどのように今後考えて計画は持っているだろうかというのが趣旨であったんですよ。そこら辺については、ここまで進んできたんだから、やっぱり計画というのはきちっと議会には、本議会じゃなかったっちゃいいわけですから、全協でも開いていただいて、それでも時間が足りないというなら、議長さんと町長と話して、こういう計画ですよと言ってもらえば、議長さんから議会に報告はあるでしょうということは前段でも申し上げてきていますのでね。そうでしょう、これがもう出発点だと僕は思っていますから、いろいろ事業展開、今後なされていくでしょう。そういう中で、どれだけのお金がかかるかは分かりませんよね、これね。計画に基づいた予算措置がなされるであろうと思います。それは合同会社でお話をされるんでしょう。議会が立ち入ることは、そういった意味も含めたところで、議会は立ち入りできないでしょうという意味を持ってお話をさせていただいているところでございますので、その辺については執行部も理解をしていただきたいし、我々としても、今、活性化事業が進むとの第一歩だと思っておりますので、やっぱり計画は計画として、きちっと本当に出していただきたい。そして総額大体この規模はかかりますよと、若干、プラス・マイナス出ますよというお話をさせていただければ分かりやすいんですよ。

よくよく町民の声もあります。最初は厳しい意見あったですよ。しかし、町民の声も変わってきています。いつ頃でくっかい、何ばしんさつとですかという意見に変わっています。何ばしんさつとやろうかと。基本的には商業施設ばで一んと建つごとと思ってあつとが町民の声やったですもん、最初は。なかなか難しい問題であるとしながらも、町長にも僕は何回もお願いをしたと思います。石橋を渡ってくださいよ、1つじゃなくて、3つも4つも石橋をたたいて渡って先に進んでくださいよと。決してこの活性化事業に反対している議員は一人もいませんから。行政から持ち出す金が大きいのでね、やっぱり町の財政等々も僕は思うわけ。苦い経験を町長してきたじゃなかですか、ね。町長になる時代、町長の報酬50%町長カットしたんですよ。議会が20、それから職員5%やったと思いますね。そういった難を町長乗り越えてきたじゃなかですか、ね、だから慎重にやってくださいよと。

この小さな町ですから、なかなか財源というのは確保するのは、皆さんのおかげで、ふるさと納税の金が何とかよそよりもよくやっていただいているので、そういったことも含めたところで御努力はしていただくもんというふうに思っておりますが、できれば1つでも2つ

でも本丸のほうを御説明ができればなと思いますが、いかがでしょう。

○町長（武廣勇平君）

これは先日、創生室長がお話をしたとおり、副町長がURから本町に来たことで、プロジェクトの促進がなされてございまして、恐らく今のプロジェクトの組立ての流れとしては、そういうふうになっていくんだろうと、定住促進住宅。

先ほど議員がおっしゃったように、建設に係る町の持ち出しが一切なく、建てる方法を今、副町長を中心に進めていただいております。今後、合同会社からそうした具体の計画と説明ができるようになった場合、議員の皆様方にまず御説明を申し上げて、広く町民の皆様方にも広報、周知していきながら、第一段については進めていきたいと、私も同様に考えてございます。

○7番（吉富 隆君）

いやいや町長からはっきりとした言葉で、今後については行政からの持ち出しはないよということで安心をしました、本当に。今そう言われたんでしょう。

僕はこの14億程度のお金は、この議決事項ですから動かすことはできないですもんね。これは承知しております。今後の対策として、今、町長に申したとおり、我々こうして財政的な分、苦勞してきたじゃないですか。もう二度とないようにしてくださいよ、石橋は3つも4つも渡ってくださいよ、お願いしますということを僕は何回も申し上げてきましたよね。今、町長がはっきりと言われたのは、合同会社で金策をするよというふうにしかなかったたので、いま一度確認のためにお願いします。

○町長（武廣勇平君）

先ほど言ったとおりでございます。建設に係る町費の持ち出しがない形で進める公民連携事業を進めていきたいと、今、プロジェクトを強力に推進をしていただいております、これはできることなら広くいろいろなPR広報費もちゃんと町内に入居者も募集する必要があるから出てくるでしょうから、町内にも町外にも広くPR費をこの議会でも予算を頂いて、議員の皆様方にも周知して徹底して情報発信をしながら、公民連携事業の有利な点、公設で建てるこれまでの住宅とは違う点をPRをしっかりとしていきながら、この拠点づくりに臨んでいきたいと考えてございます。

○7番（吉富 隆君）

町長の説明で理解をしました。今後、工事等々にかかる費用は町からは出しませんよということなんですよね。そのようにしていただきたいし、発信もきちっと町長が約束をされたので、ぜひともそれは守っていただきたい。

それから、先のことについては、なかなか僕たちが立ち入ることはできない、合同会社にはですね。くれぐれもその辺についての流れも議会でお示しをしていただくように強く要望をして、この項を終わります。

先に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、風水害対策について、質問要旨1番、町の考えは、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

風水害対策について、町の考えはというお尋ねでございます。

先ほど吉富議員が最後に申されたことに付け添えて、後ほど担当課から説明をさせていただきますが、建設に関わる諸費用だということを私どもは申し上げておりました、住宅のですね。定住促進住宅の建設に関わる費用についての町の持ち出しがない第1弾、定住促進住宅を広く進めていくということを申し上げました。すみません、質問事項が移ってしまっていますので、どういうふうなやり方が必要か分からないで、ここに臨んで立っておりますけれども、その点だけ誤解なきようお願いを申し上げたいと思っております。

また、今の町の考えについてでございます。町は災害対策基本法に基づき、町における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、上峰町地域防災計画を策定いたしております。

具体的な中身については、後ほど危機管理対策監から答弁をさせていただきます。

○危機管理対策監（弥永正一君）

皆さんおはようございます。私のほうからは吉富議員の質問事項2、風水害対策について、質問要旨2、町の考えはという御質問に対しお答えいたします。

先ほど話がございました地域防災計画でございますけれども、地域防災計画も風水害対策編につきましては、町土並びに町民の生命、身体及び財産を風水害から保護し、被害を軽減するため、予防対策から応急対策、災害復旧・復興に至るまで幅広く詳細に明示しており、町として本計画の実効性を日々追求、確保しておくことにより、確実、着実な風水害対策ができるものと考えております。

特に、近年の異常気象による豪雨の状況を考えますと、これらの対応に当たっては、過去の平均的な災害を想定した風水害対策ではなく、町内に予想される最大規模の災害、これを基準として、より高いレベルの備えを行っていくことが必要であると考えております。

なお、総括質問でございました台風の部分でございますけれども、この台風対策についても、基本は地域防災計画の実効性、これを日々追求、確保しておくことが基本になるというふうに考えております。

一方で、台風災害の特徴として、気象衛星やレーダーによる進路予測により、比較的早期に防災体制の確立が取れることから、町としましては、気象予報や警報に基づいて、強風対策として町営施設における事前の飛散防止処置等を行うとともに、町民の皆様に対しては、

努めて早期の避難指示の発令に努め、安全確保を図ってまいります。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

管理監さんからいろいろと御説明をいただきました。同僚議員が説明と一つも変わっていないんですね。変えるわけにはいかないだろうと思いますが、想定内、想定外という言葉が同僚議員の中で出たと思います、この議会の中で。私はこの町の考えがきちっとしていただければ、これ幸いだと思っております。しかし、想定外ということでは済まされない問題が起きるであろう。今の地球規模でも気象条件で大きく変わっております。

上峰町の体形を見ると、南北に細長い町なんですよ。水は高いところから低いところに流れるのも、これは自然の原理であります。大字江迎地区、前牟田地区については、川の水は反対から流れてきますよ。そうでしょう。そういう地域に住んでおられる方々のやっぱり生命と財産を守る義務は行政にあると僕は思っています。そういった対策を強化をしていただきたい、町として。町としてその強化をしていただきたい、強くこれは要望したい。管理監、どうでしょう。

○危機管理対策監（弥永正一君）

先ほど私の答弁の中で、近年の異常気象を踏まえて、町内に予測される最大規模の災害、これをしっかりと予測しながら対応していく。議員が言われたとおりだと思います。じゃ、具体的にどうなのかという話だと思うんですけども、現在予想されている部分で最大規模と言われるのは、例えば、筑後川、これにつきましては、48時間雨量で810ミリ、こういった大雨が降って洪水が発生する。あるいは1時間に100ミリ以上超える短時間の集中豪雨。風水害と離れますけれども、例えば、地震であればマグニチュード7.5、震度7の佐賀平野の北縁断層帯が地震が起こる、こういったところを想定しながら最大レベルの対応をしていく、これができるようにする、こういうふうに努めていくことが重要なんじゃないかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

きちっとした形で強化をしていただきたいと思います。なかなか上峰町に役場から東のほうについては難しい問題があるんですよ。相当な農産物の被害が出ております。大きいです、大豆ばかりじゃなか、稲作も出ています、確かに。だから、そういったことを含めたところで危機管理監が言われるようなことを強化をしていただく。しかしながら、何とか町として救済措置はないだろうかというふうに思っておりますので、町長どうのお考えか、お尋ねをさせていただきます。

○町長（武廣勇平君）

これまでの議論の中にもございましたように、排水機、壊れて使われていなかったという

反省に立ち、老朽化しているものの新設と更新等の要望をする必要もありますし、流域治水対策でクリークあるいは既存の側溝等の流量とといいますか、そういったものを把握した上で、どんな対策か、調査の上で計画的に構築していくこと。また、内水氾濫については、可搬式のポンプ、議員にも協力いただきましたけれども、実際やはり地区の区長様方たちの抜本的な解決にはならないが、やはり安心感をいただけているものだと思っておりますので、こういったものを事前に準備を建築機器メーカーと連携をしておくという備え、また、ため池等の低水位管理等を行いながら農作物被害を減らすということと、もう一方で、共済では、なかなかしっかりとした手だてがされないという側面もあると思いますし、定額助成では大規模に作付している方の補償を全部フォローできているとは思えないということから、収入保険制度の利用促進を町としては今回豪雨対策として行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○7番（吉富 隆君）

大変ありがたいお言葉をいただき、ありがとうございます。なかなか被害額というのは、今すぐ出せということでは出てこない。要するにどれだけの被害が出たかというのは、およそ新聞等でしてありますが、果たして東部入っているのという話なんですよ。だから、やっぱり町は町として調査をしていただいて、どれだけの減収になったのか、どれだけの救済措置が必要なのかというのは、今後の対策として強くお願いをしておきたいと思います。よろしくその点についてはお願いをいたします。大変お困りの農業団体がございます。

と同時に、第一産業は農業なんですね、上峰町もね。だからその辺については、町長も理解をされているものと思いますので、被害額が出たところで御協議をさせていただいて、何とか救済をお願いを強く要望して、1点目のほうは終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、排水機の設置は出来ないか、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（矢動丸栄二君）

皆さんおはようございます。吉富隆議員の質問事項2、風水害について、質問要旨2、排水機の設置は出来ないかという御質問に対してお答えいたします。

8月の大雨で大字前牟田地区、大字江迎地区で床下浸水が発生しました。その被害を軽減するためには、浸水地域の水を井柳川や切通川に排水ポンプなどを使って排水することにより、幾らかの浸水被害を抑えることは想定できます。

そこで今回、初めてだったですけれども、大雨のときに、緊急的にリースで排水ポンプ2基をリースをいたしまして、碓地区に設置を行いました。その設置を行い、切通川に排水を行ったところでございます。

今回のポンプの能力を、より高い排水機を設置すれば、より排水も期待ができるというこ

とを思っております。

先ほどの質問事項ですが、揚水場設置についてですが、井柳川、切通川を管理されている佐賀東部土木事務所への協議を行うために御相談をいたしました。その中の内容としましては、まず下流のみやき町との協議をなさってくださいと。その後、具体的な排水機場の計画ができた後に土木事務所のほうや県の河川砂防課との協議が必要であるということをお聞きしております。今後、排水をどのような方法でできるのか、検討が必要だと考えております。

以上、吉富隆議員の質問の回答を終わります。

○7番（吉富 隆君）

この排水機問題については大変難しい問題だとは思いますが。今回の大雨で被害は町長が言われるように、筑後川に排水機が座っている故障の原因であろうと思います。それは町長いわく、しっかりと抗議を重ねていきますということをお示しをされておりますので、それについては、極力早急をお願いをしたいと思います。

しかしながら、今日のテレビで見よったぎですよ、15号、16号の台風ができております。厄介なのは16号なんですね。来週の半ば過ぎには、ちっと方向性が出るだろう。あくまでも予測ですが、920ヘクトパスカルまではいくだろうと。60メートル、70メートル、瞬間は吹くんですもんね。それが直接九州、佐賀に影響があるかどうかは定かではないと言いながらも、やっぱりそういったことが起きる。農作物には物すごい被害が出る可能性だってあり得る。雨台風であれば、この排水問題等々については、必要不可欠であろうと思っております。それに対しては、それ相当のお金がかかるはずですよ、お金が、ね。みやき町と相談をしてくださいよというのは、それはもう常識の範囲ですよ、それは。切通川も井柳川も先はつながっているんですから。それが江見堤の水門のところに行くわけでしょう、最終的には。それはもう分かっています。

しかしながら、町としては、町民の皆さんの生命を守る義務があるんでしょう、総務課長。どんどんどんどん協議を進めていただいて、補助金については国にやっぱり町長に行ってもらう。そういうことも総務課長、あなたの総務課のところでの問題ですよ、これは。人災が起きてからは遅いんですよ、遅い。そういう危機感を持って防災対策管理監ということもできていますので、ぜひともそういったことで方向性をきちとした形で取っていただいて前に進めていただきたい。

これも内水対策なんですよ、内水。いろいろな呼び名がございませけれども、僕は内水対策だと思っております。田んぼ、幹線水路関連についても治水が入っていますので、そういったことも含めたところで総務課長、きちとした形で行動を起こしてくださいよ。お願いします。強く要望して、この項を終わります。

先に進んでいただきたい。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、新型コロナウイルスについて、質問要旨の1番、町の考えは、執行部の答弁を求めます。

○危機管理対策監（弥永正一君）

私のほうからは吉富議員の質問事項1、新型コロナウイルスについて、質問要旨2、町の考えはという御質問に対し、お答えいたします。

町としましては、コロナ感染防止の切り札と言われるワクチン接種について、役場全体で取り組んでいるところであり、7月末には希望する高齢者への接種が完了し、現在は若年層を対象とした接種を進めているところであります。8月以降の町内感染者で60歳以上の方は3名と少ないことから、ワクチン接種の効果が一定程度現れてきているものというふうと考えており、さらなる接種率の向上を図ってまいります。

一方で、感染拡大防止の観点からは、従来と同様、3密の回避やマスクの着用、手指消毒、換気等の基本的な感染防止策の徹底を基本として、県と綿密に連携して、町民への情報発信、町管理施設の感染防止策、町管理施設の休業処置、町イベントの中止等について、それぞれ必要な措置を講ずることとしております。

佐賀県におきましては、旧唐津市を対象としました、まん延防止等重点措置が解除されたばかりであり、隣県の福岡県には、まだ緊急事態宣言が延長されているところから、これらの動向をよく把握するとともに、町内外の感染状況を判断しながら、必要な対策を適切に行ってまいります。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

今、この新型コロナ対策については、一晩で変異する若いものが出ています。ですね、そうでしょう。ただ単に、四角四面なことじゃなくて、町の対策として、じゃ、マスクをきちっとしてくださいよというPR活動も必要だろうし、町としてですよ。だから町としての考えをお尋ねしているんですから、そうでしょう。1人も感染者を少なくするような対応をしていただきたいという趣旨なんです。いろいろなことは誰でもテレビ、新聞等で知っております。

町として、例えば、マスクは1軒にどのくらいぐらいはやりますよとか、いろいろな危機対策はあるだろうと思いますね。ぜひともそういった方向で進めていただきたいことを強く要望をしておきたいと思います。今が一番大事ですもんね。今からまた上がる可能性だってないとは言い切れないので、今これをこのまま年明け早々、春先には収束してしまうような形が取ればこれが一番いいんですよ。経済効果は大きく出てくるはずなんですよね。たまたま佐賀県はいろいろ食堂関係、飲食業については緩和されていますもんね。オープンですよ。増える可能性はあるだろうと予測はできるんで、町のほうとしては、マスク着用、手洗

い等々、消毒等々については、積極的に町にPRをしていただくよう強く要望して、先に進めさせていただきます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、PCR検査を町民全員にできないのか、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（矢動丸栄二君）

吉富議員の質問事項3、新型コロナウイルスについて、質問要旨2、PCR検査を町民全員にできないかという御質問に対してお答えいたします。

現在、全国的に新型コロナ感染者の数が増加しております。町としましては、現在、実施中の新型コロナウイルスワクチン接種を最大限に優先することを今実施しているところでございます。これに伴って全国的にもワクチンにより感染の予防になると考えておるところでございます。PCR検査につきましては、今後の検討する案件として庁内協議を進めていきたいと思っております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

大変これは難しい問題と私も承知して通告をいたしました。日本では初めてでしょう、恐らく、自治体で。でもね、町民の皆さんの生命を守るためには、やっぱり協議をするなり、町に大きなお金がかかるので、県、国にやっぱり予算の要望活動をしていただいて。

今、接種については上峰町、ずば抜けていますよ。それだけ頑張っておるのはもう理解しています。しかし、第2段階として、じゃ、そのまま眠って体から出らない人だっているわけでしょう。では、そのためにはPCR検査をできないかと、こう申し上げております。ぜひともこれができるような策を議論していただいて、御尽力を賜ればなと思っております。町長、この件について一言よろしゅうございますか、難しい問題とは思いますが。

○町長（武廣勇平君）

PCR検査の費用助成については検討をしておりますが、大分ワクチン接種が進むに伴い、PCR検査のデメリットというのも見えてきていると言われております。PCR検査を全住民に行うと医療が崩壊するという考え方があります。新型コロナウイルス感染症の感染の有無を診断する検査方法として、最も精度が高いのがPCR検査です。一時はPCR検査、日本では少ないということで、検査拡大が言われていましたが、最近伝わっている情報は、PCR検査の結果は、100%正しいわけではなく、疑陽性、すなわち実際には感染していないのにPCR検査の結果が陽性になる人、そして疑陰性、その逆ですけれども、出てしまっているということです。

特に、全住民を対象にPCR検査を行った場合、多数の疑陽性者、先ほど言いました、実際には感染していないけれども、PCR検査の結果が陽性になる人が出現し、メリットより

デメリットが大きくなるのが危惧されております。そのため、ここでは陽性化的中率と、陽性反応的中率ということを考えて上で、PCR検査で陽性の方にも真陽性と疑陽性、すなわち感染者と非感染者がいっぱいいますし、PCR検査で陰性の方も疑陰性と真陰性という方が存在し、医療機関がその検査に追われて、感染者の真の特定につながらない。よって、私が今、最近検査の拡大が国のほうからも言われなくなっているのは、ある程度一定の医療機関の医療従事者の診察の下、PCR検査を受けるということが一番社会の混乱につながらないというふうに現在なっているところであります。PCR検査を全住民に対して実施している自治体も何個も出ております。その後につながらないのは、そういった今の社会状況があるからだと思っております。

町におきましても、議員の皆様方からも早い段階から御提案をいただいております。しかしながら、大分ステージが変わったことをお伝えをさせていただき、ワクチンの接種について、急ぎながら引き続きこのPCR検査の費用助成につきましても検討をしていきたいと考えてございます。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思っておりますが、御異議ございませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）

○2番（大川徹也君）

ここでどのような形で申し上げるべきなのか、戸惑いながらも申し上げます。

本日の定例会冒頭で町長が自分の考え、議会における議員からの質問や広報委員会における編集仕方、また、内容等々について、また自分の考え、申出がありました。言いたいことはよく分かりました。しかしながら、本日の町長の議会冒頭の話はここでやるべきものであったかどうかというのは非常に疑問であります。なぜなら、言いたいことは分かりませんが、大所高所から見ると一方的です。（「議会運営委員会で機関決定したことだよ」と呼ぶ者あり）そして、同僚議員の固有の名前も多々出てまいりました。こういったことは議会での発言ですから議事録にも残ります。こういったことを踏まえ、町長の冒頭の発言が適切であったかどうか、私は議会で検討する余地があるのではないかと思います。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

すみません、ちょっと待ってください。今、いろいろな大川議員のほうから中身についての説明がありましたけれども、これは暫時休憩をして、中身の話し合いにするべきだと思いますから、今ここでその件を語るわけにはいかないと思います。

この後、休憩じゃなくて、暫時休憩をして、昼食でも取って、その後に話を暫時休憩の中で話を進めていきたいと思っております。

○町長（武廣勇平君）

議長、暫時休憩をお願いしたいと思います。理由は、昨日、一般質問の途中で中断をいたしました中で、議会運営委員会の場をつくっていただきまして、弁明の機会をいただいて発言をしたわけでありますが、これがほごにされるといふなら、機関決定の意味というものの、また昨日、申し合わせた事項についての意味というものが深く壊れることとなります。私もここで暫時休憩をしていただき、議会の中での意思の統一、そして機関での決定、これがどこでなされるべきか、これははっきりとさせたいと思いますので、暫時休憩をお願いします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。（「異議ありです、暫時休憩に対しては」と呼ぶ者あり）

○7番（吉富 隆君）

なぜならば、一般質問の途中なんですよ。だから、一般質問が終わった後で休憩動議をかけていただければスムーズに議会は流れるであろうと僕は思うんですよ、町長さん。1日残っていますから、まだ後に。だから協議はできるわけね、いつでも。一般質問を先に終わって、傍聴人の方も見に来てあるので、一般質問を先に進めるべきだと思いますので、その辺については、議長の御配慮をいただきたいと。議長よろしゅうございますか。一般質問を先に進めていただいて、傍聴人おられますので、そして今、町長が動議をかけられたことについて、一般質問の終了後にかけていただければ、議論ができるんではなかろうかと。それでも町長がよかと言ひんさならそうしていただきたいと。議長さんの配慮をお願いしたいと思います。

○議長（中山五雄君）

そしたら、暫時休憩は議案審議中であろうと一般質問の途中であろうと結構です。暫時休憩はできます。傍聴人の方、それは大変御迷惑をかけるかと思ひますけれども、議会中心ですから、傍聴人のどうのこうのじゃありません。だから、これは一般質問であろうと、終わってからじゃなくて、議案審議の途中でも討論採決の途中でもこれはできます。だから、今の異議ありは通りません。（「議長、いいですか」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。（「よかですか」と呼ぶ者あり）

そしたらは、異議がどうしてもあるのならば、採決をします。

暫時休憩をすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

賛成多数で、暫時休憩をしたいと思ひます。暫時休憩します。休憩。

午前11時22分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

○2番（大川徹也君）

町長の発言のタイミングについて機関決定していたことを確認しました。

以上です。

○議長（中山五雄君）

それではただいまより休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

1番鈴木千春君お願いします。

○1番（鈴木千春君）

皆さんこんにちは。1番鈴木千春でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順に従いまして、これより一般質問をさせていただきます。

質問事項は大きく4点でございます。質問事項の1、「パートナーシップ宣誓制度」についてですが、本年開催された東京オリンピックに出場されている選手でLGBTQ、性的マイノリティーであると自ら公表されている選手が182名おられるという記事を見ました。2012年のロンドン大会では23名、2016年のリオデジャネイロ大会では56名、今回の東京大会では182名であり、前回大会の3倍以上の方が出場されておりました。

併せてパラリンピックでも同様に公表されている選手が過去最多の28名以上の方が出場されており、前回大会と比較して2倍以上の数字であると記載がありました。

今回のオリンピックの基本コンセプトを参照すると、3点あるコンセプトの一つは多様性と調和というものが設定されており、その説明には人種、肌の色、性別、性的思考、言語、宗教、政治、障害の有無など、あらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで社会は進歩、東京大会を世界中の人々が多様性と調和の重要性を改めて認識し、共生を育む契機となるような大会とするとありました。

今回の大会は、今まで以上に差別や偏見をなくす取組がなされ、それを象徴する大会であったかと私は感じました。種目においても男女混合の新種目があったり、入場においても全ての国の地域の選手に対し、国旗を持つ旗手の方が男女のみ、女子のみではなく、男女のペアが務めており、これはオリンピック史上初の取組とのことでした。

併せて、世界が目指す持続可能な開発目標でありますSDGsの目標の5番、ジェンダー平等を実現しよう、全ての女性や女の子が能力を最大限に発揮できる社会をつくる、全ての人が性別に関わらず平等に機会が与えられる社会をつくるとあり、世界中の取組としてジェンダー平等が目標となっております。

その状況下にあって、佐賀県でも8月27日、パートナーシップ宣誓制度を新設し、受付が開始されました。都道府県では茨城県、群馬県、大阪府に続き4番目の運用開始で、九州では初めてであり、佐賀県内では唐津市も同様の準備を進めておられます。本件、同僚議員もかねてから質問されていることであり、6月議会の折、町長より、理解を深めながら県と同

様、この制度について整えていきたいという旨の答弁がありました。

そこで、お尋ねは、本宣誓制度を進めていくに当たり、御検討されている考えや方法についてお伺いいたします。質問事項の1、「パートナーシップ宣誓制度」について、質問要旨1、「パートナーシップ宣誓制度」をどのように進めていかれるのかです。

2点目にですが、新型コロナワクチンにつきまして、国内の希望者への接種の割合は9月20日時点で、少なくとも1回目接種が66.5%、2回目接種が54.4%、65歳以上の方は、対象者3,576万人のうち、少なくとも1回接種が90.1%、2回接種した方が88.6%、佐賀県の65歳以上の方の接種状況は少なくとも1回接種が91.2%、2回接種は90.2%です。

6月議会の折、65歳以上の希望する先輩方の接種完了が7月末だったかと思います。上峰町というか、国で示されているあれがですね。

今日までで、佐賀県で約9割の方が接種されたという状況かと思います。続けて佐賀県の12歳から64歳の方の接種状況は9月20日時点のデータですが、少なくとも1回接種が54.0%、2回接種が40.5%という状況でした。

同僚議員への答弁を伺いますと、上峰町の接種状況は進んでいるかと理解しました。本件、6月にも質問し、同僚議員も質問しておりますが、私も今回9月になりまして、現状の状況を改めてお尋ねいたします。

質問事項の2、新型コロナワクチンについて、質問要旨の1、新型コロナワクチン接種の状況は。

3点目につきましても、毎回質問させていただいております中心市街地活性化事業でございます。

今日までの同僚議員への答弁から、進捗として改定プロジェクトについては事業者選定の状況であると。加えて各種のプロジェクトで第1弾の事業として、定住促進住宅のプロジェクトが今後情報として発出されていく旨の答弁があったかと思います。

本件につきまして、私も質問させていただきます。質問事項の3、中心市街地活性化事業について、質問要旨の1、現在の進捗と今後のスケジュールについては。

次が4点目なんですけれども、本件も多くの同僚議員が質問されており、私も質問させていただくんですけれども、さきの豪雨に伴う農地の豪雨被害についてでございます。

本年8月の豪雨は記録的な大雨であり、同僚議員への答弁にもありましたが、降雨量は年間降水量の約半分、8月の降水雨量としては例年の4倍との答弁もあり、農業者の被害も甚大である旨、伺っており、理解しております。

その上で同じく私も質問させていただきます。質問事項4、農地の豪雨被害について、質問要旨の1、現在、さきの8月豪雨に伴う農地の被害状況は、質問要旨の2、検討されている対応や対策は。

以上、4点なんですけれども、私の質問は各質問でお伝えしましたとおり、4点いずれも

同僚議員と重複している点多々ございます。そのため時間をかけず、端的に質問するよう努めますので、明確な答弁を何とぞお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、「パートナーシップ宣誓制度」について、質問要旨、「パートナーシップ宣誓制度」をどのように進めていかれるのか、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（矢動丸栄二君）

鈴木議員の質問事項1、「パートナーシップ宣誓制度」について、質問要旨1、「パートナーシップ宣誓制度」をどのように進めていかれるのかという御質問に対し、お答えいたします。

同僚議員への答弁と重複することを御了承ください。

6月議会後に三養基郡内の基山町、みやき町、上峰町の3町の担当者レベルで話し合いを行い、県の導入を見て、三養基郡内で再度話し合うこととしておりました。

先月、先ほど議員さん申されたとおり、8月27日に佐賀県パートナーシップ宣誓制度の受付を開始されました。同性のカップルなどが継続して生活を共にすることを宣誓し、佐賀県が証明する制度となっております。その証明書がパートナーシップ宣誓書受領証となり、受領証を受け取ることで、同居親族がいなくて入居できない県営住宅に入居することや、県医療センター好生館のICUに入院した場合の面会なども家族同様の対応が可能となりました。

また、県内町村では唐津市さんのほうが今年度導入に向けて検討されているところでございます。

今回、県の導入を踏まえ、県と調整を行いながら、年内の導入に向けて、制度の周知を含め、進めていきたいと思っております。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

本件、同僚議員の答弁の内容と同じだったかと思うんですけども、同僚議員との質疑のやり取りの中で、要望として郡と足並みをそろえる必要はなくて、積極的に進めていただきたいと。現在は要綱を作成されているという段階であるのかなと思っていて、町民への周知と年内をめどに進めていただくという旨の答弁だったかと思っております。

ちょっとお伺いしたいんですけども、今後、町でパートナーシップ宣誓制度を開始した場合、県で宣誓した場合は受領証を掲示することで、先ほど答弁あったとおりなんですけど、県営住宅の入居申込みだったりとか、佐賀県医療センター好生館におけるICUでの面会等の際に、御家族同様の対応が可能ということで、同僚議員の答弁では要綱を作成されているとのことでしたが、上峰で宣誓した場合はどのような恩恵というんですか、対応というか、そういうものがあるのかということをお答えいただければと思います。お願いします。

○総務課長（矢動丸栄二君）

恩恵ということで質疑がございました。

まず、町営住宅の同居につきましては認めていく方針でございます。あとほかに県と一緒にしていった方がいいんじゃないかなと思っているのが、携帯電話の家族割とか、そういうのも、郡内、もしくは県と一緒に行動した方がいいかなと思っているところであります。

以上であります。

○1番（鈴木千春君）

町営住宅への入居と、あと携帯電話の家族割のサービス、こちらのほうはさきの新聞等でも掲載があったんですけども、県の動向では何かそういうことも対応していければという旨、記載があったかと思っております。ですので、積極的に進めていただければと思います。

県のホームページを見ますと、法律上の婚姻と異なり、公的な権限や義務は発生するものではないため、相続や税の控除などの法律上の効果はありませんが、お二人の意思を尊重するとともに、社会の中で自分らしく暮らしていくことを佐賀県が応援するものだという制度だというふうに理解しております。

ただ、これを認めることで、そういったLGBTQの方々が公に認められた形での婚姻ができるということはすごい魅力を感じていただけるというか、ぜひとも宣誓を進めてほしいというふうに伺っているところではあるんですけども、ここでちょっとお尋ねしたいのが、県で8月27日から認められていて、今後、上峰町でも認めるということは、宣誓するのが県か上峰かで受け入れられる恩恵というか、内容に違いが発生するのかなどをちょっとお尋ねしたいと思います。

例えば、宣誓は上峰町でした場合は、佐賀県の医療センター好生館のICUでの家族同様の面会が受けられるのかとか、県で宣誓した場合には上峰の町営住宅に入れるのかとか、または上峰町と県の双方で宣誓する必要があるのか。そこら辺、進めていくに当たって、どういうお考えなのかということをお答えをお願いします。

○総務課長（矢動丸栄二君）

まず、8月27日に県のほうがパートナーシップ宣誓制度を設けられまして、その中で県営住宅、また県立好生館の面会ということで利点があるということなんですけれども、その中の一部分で、県内の町営住宅につきましては県のほうから各市町のほうに、同居の入居については要請をしていくということをお記入されておりました。それにつきましては、上峰町のほうも当然、県で申請された場合は上峰町の町営住宅のほうも入居を認めるような方向で進めたいと思っております。

先ほど、町と県の逆の方向ですけれども、町に申請した場合の県営住宅とかにつきましては、今からちょっと調整を取りたいと思っております。お互い、県も町も同じような考えと

なりますので、そこは当然同じ考え方でいける方向に進めていきたいと思えます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

県で宣誓した場合は、町営住宅への入居も可能なような形で進められて、上峰で申請した場合は好生館の家族同様の扱いについては調整を進めていただけたという話だったかと思えます。

ここで積極的に進めていただければと思うんですけども、広報についてお伺いしたいなというふうに思っております。町民の方はもちろんですけど、上峰町がパートナーシップを宣誓したということで、佐賀県に来て、唐津と上峰しかないんだったら、上峰に来ていただける可能性もあるということなので、そういう広報、県外、町外に関しての広報は積極的にしたほうがいいと思っております。そこら辺の広報についてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○総務課長（矢動丸栄二君）

まず、上峰町のパートナーシップ宣誓制度を設けた場合につきましては、上峰町内の方には当然チラシ等を作成する予定をしております。また、各市町のほうにも当然ながら上峰町がこういう宣誓制度を設けましたという周知をしたいと思っております。

周知の方法につきましては、チラシのほうを各市町のほうに郵送して周知をお願いしたいと思っております。

また、上峰町のホームページのほうに当然掲載をしたいと思っております。

また、そのほかについては、これからまた検討していく、すべきであるかと思っております。

以上であります。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

広報に合わせてなんですけれども、先ほど、総務課長のほうからも答弁があったような内容に加えたところで、先般から御案内差し上げているように、定住促進住宅、こちらのほうでも新たに今後発出されていくようなことになっていくだろうというふうに思っておりますが、その中での入居許可に合わせても、最大限こういうLGBTQに関しましての配慮をした上で、募集して定住促進人口を増やしていくという施策も併せて考えていきたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお伺いしたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

ただいま総務課長からはチラシ等を各市町に周知していくという旨と、ホームページで発信していただくということをおっしゃっていただきました。室長からは定住促進住宅の入居者にLGBTQのことを視野に入れていただいて、募集をかけていただくという旨の答弁を

いただいたと思います。ぜひとも町内で待たれているという方もおられるというのものもあるんですけども、町外、県外とかの方も来られる可能性も十分に考えられると思っていて、併せてこれは他の事例なんですけれども、パートナーシップ宣誓書受領証の都市連携というものがあるというのを拝見しました。これは交付された市町から転居した場合、受領証を返還するところを、協定を結んでいる自治体へ転居する場合は、申請書を提出することで転居の自治体で受領証を使えるという制度でございます。そういうものがあるということでした。

福岡市でいえば日南市であるとか、広島市、岡山市、北九州市、古賀市、熊本市、関東ですと千葉市と横浜市、川崎市、相模原市、京都市、亀岡市、長岡市というふうに都市間での連携を積極的にやられているという事例もありました。

繰り返しになっちゃうんですけども、町内、町外の方が入居されてきたときに、こういう都市連携の制度があれば、そういう広報として、唐津と上峰で迷って、都市連携を上峰がしているということであれば、それを理由だけで上峰に来ていただける可能性があるのかなということを思っております。

福岡市でいえば、九州だけに限らず関西とも都市連携されているということもありますので、ぜひ上峰でパートナーシップを宣誓した場合は都市連携で、上峰は結構九州でも有名ですし、ふるさと納税を通じて全国的に知れわたっている有名な自治体だと思っておりますので、そういう関東、関西も自治体と都市連携をすることで、そういった方々が上峰を選択していただける可能性があるんじゃないかなということを思っております。

本件についてのお考えをお願いします。

○総務課長（矢動丸栄二君）

市町の連携ということでの御質問だったと思います。

確かに先進地的なところは全てそういうふうに都市連携を結ばれているのが現状でございます。上峰町としましても当然、県内は当たり前としまして、他の市町のほうにも当然、そういった新しく宣言を設けるところは全て探して、そこに連携を取りたいということで問い合わせというか、そういう仕組みをつくりたいと思っております。

以上になります

○1番（鈴木千春君）

前向きな答弁をいただいたかと思っております。まさにこれから宣誓制度をやっていくに当たって、これは都市連携というのはいち歩先の話だと思うんですけども、視野に入れていただいて、こういう九州、関西、関東の都市とも積極的に連携して行って、進めていただければと思います。

本件、冒頭申しましたとおり、オリンピックやSDGsなどで、現在は世界中で目標として差別や偏見をなくす個人の意思が尊重される環境が整備されてきている状況かと思っております。

上峰町として、上峰町はもちろんですが、町外、県外の方、全国におられますLGBTQ

の方が、そういった希望をされている方がおられると思いますので、宣誓制度の導入によって、上峰町がよりよい環境となることに引き続き努めていただくと要望して、この項は終わります。最後に一言いただいて、次へ行ってください。お願いします。

○総務課長（矢動丸栄二君）

改めてパートナーシップを結ぶことによって、安心して生き生きと社会生活ができるよう、行政がその関係を尊重し、寄り添うことに意義があると思っております。

また、この制度導入によって、性的マイノリティーに関する社会的理解が広まり、誰もが自分らしく生き生きと輝く多様性を認め合う共生社会が実現することが期待できると思っております。

町に暮らす全ての町民の人権が侵害されることなく、性別、国籍、性的指向等により、その人の能力発揮を妨げられることがないまちづくりのためにも、この制度を一日も早く実施したいと思っております。

以上であります。（「次に行ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、新型コロナワクチンについて、質問要旨、新型コロナワクチン接種の現状は、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様こんにちは。鈴木議員の質問事項2、新型コロナワクチンについて、要旨1、新型コロナワクチン接種の現状はについて答弁いたします。

他の議員からも同様の質問をいただいておりますので、同様の答弁となりますことを御了承ください。

新型コロナウイルスワクチン接種については、希望する65歳以上の高齢者に対し、7月中に接種を完了しました。65歳以上の接種率は9月12日現在で、1回目が91.2%、2回目が89.6%となっております。接種者を含めた全体の予約状況ですが、9月15日現在で1回目が6,336人、対象者の74.1%、2回目が5,295人、対象者の62%となっております。

接種に関しましては、9月12日現在で、1回目が6,280人、対象者の73.5%、2回目が5,189人、対象者の60.7%となっております。

また、エッセンシャルワーカーである医療従事者、介護及び障害施設職員、保育士、公共交通に関する運転手等、また環境衛生に従事する方、役場職員等、事業所と連携し、ワクチン接種を実施しました。小・中学校の教職員につきましても、夏休み期間中に接種を実施いたしました。

国、県の動向等を見ながら、今後も医療機関と連携し、ワクチン接種を進めてまいります。以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

同様の答弁ということで、65歳以上の方たち7月中に完了されていて、2回目まで打っている方が89.6%ということで、進捗というか、スムーズに進められているのかなというふうに理解しました。

ちょっと1点お尋ねなんですけれども、接種者を含めた全体の予約数についてというのがあるんですけれども、こちらは12歳から64歳の方のみの数字なのか、それとも75歳以上の方を含めた数字なのかというのを教えてください。

○健康福祉課長（江島朋子君）

先ほどの接種者を含めた予約数につきましては、高齢者も含めた数となっております。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

全体の予約状況については、高齢者を含めた全体の接種数だということで、予約数で見ると6,336名の方が予約されて、半分以上はワクチンの接種を受けるという形で進めていただいているということで理解しました。

本質問を通じて、私が伺いたい意図としましては、6月議会で質問しました内容で、接種を希望される方と、接種を希望されているが打てていない方、または接種を希望されていない方に対するケアというか、情報発信について、それぞれ進捗を伺いたいと思っております。

先ほどの答弁いただきました内容は、接種を希望されてる方の数字かと思えます。ですので、次に接種を希望されているが、打てていない方につきまして答弁をいただけますか、お願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

接種を希望されていない方の対応でございます。今現在、希望されていない方、予約をされていない方が約2,000名ほどいらっしゃいます。この方たちに関しましては、高齢者については民生委員さんや地域包括支援センターと連携して、対応をしてきた経緯がございますが、若年層の方についても、体調や精神的不安から来るもの、それから体質的なもの等で接種を希望されない方がいらっしゃるようでございます。

ここにつきましては、今後、ホームページ等で相談の窓口を設置しまして、その御案内をするようにしております。また、広報紙やホームページ等で、今後の接種に関しましては随時受付をしていただければ接種はできることなどをお伝えしていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

接種をされていない方が2,000名ほどおられて、先輩方というか高齢の方々については民生員の方々とか、6月の答弁でも話があったかと思うんですけれども、加えて若年層の方につ

いてはホームページで御案内をされているということで理解しました。

6月で伺ったときは、民生委員の方というお話をされていたので、前回の先輩方の世代よりは、12歳から64歳の若い方なので、そういう情報発信をしたほうがいいんじゃないかなということを思って質問をしたんですけれども、既にそれは対応されているということで理解しましたので、次に接種を希望されない方へのケアというか、情報発信についてお伺いしてもよろしいでしょうか、お願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

接種を希望されない方のケアについてでございます。

昨今、接種を完了した方についてはいろいろなところで得点が受けられたりとか、そういうことがございます。実際、接種ができない方も中にはいらっしやいまして、そういう方からの御相談もあっております。そういうところで、接種をしないことで不利益が起こるのではないだろうかという御不安をお持ちの方がいらっしやいまして、その方たちには個別に対応させていただいているところではございます。

そういう方たちに不利益がないような、そして誹謗中傷等でそういう被害を受けないような、そういうことについても丁寧にケアをしていきたいと思っております。そちらについても、やはり有効なのがホームページでの掲載だと思っております、そちらについても周知を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今、答弁でありまして、同僚議員への答弁とちょっと重複する部分もあったのかなというふうに思っているんですが、接種を完了した方に関しての恩恵をやってしまうと、受けない方に不利益が講じてしまうというお話だったかと思えます。本件、ワクチンを接種するかどうかは国民が判断し、接種することとなっているわけで、強制ではないですし、重要なことは正しい情報を発信して、打つかどうかを判断する根拠を自分たちで判断できる環境をつくることと、正しい情報を発信していくということなのかなというふうに私も思っております。

そういった意味で、ホームページで発信していただいただけという話があったんですけども、6月議会で本件を要望させていただいて、改めてホームページを参照してみますと、厚生労働省のQ&Aを載せていただいていたとか、あとファイザー社製の新型コロナワクチンの有効性、安全性についての内容であったりとか、新型コロナワクチンの有効性、安全性について厚生労働省のホームページをリンクしていただいていたとか、アナフィラキシーショックに関する記述等も気になっている部分も多いかと思うので、そちらも記入されているのを拝見しました。

併せてワクチンの副作用、副反応についても書かれていまして、現在開発中の新型コロナワクチンの副作用についてはということで記載があって、こちらも厚生労働省のホームペー

ジがリンクされておりました。

併せて見てみたときに、Q&Aの内容ではあるんですけども、妊娠中、授乳中、妊娠を計画中ですが、ワクチンを接種することは可能ですかと、そういう女性の妊娠されている方に対する懸念についても、掘って読んでいけば情報が取りにいけるような環境になっているんだなというふうに思っていて感じたところでございます。

確かに6月より、リンクの情報が増えていて、要望したことを御対応いただけたのかなというふうに感じました。特に今、接種をされている12歳から64歳の方で不安や迷いのある方は、こういった情報を取りにいって、正しい判断を自分でされて決断されていくようになるかと思っております。

本件につきましては、私自身も微力ながらではありますが、議会だよりでの発信であったりとか、知人に伝えたりとか、私の持っているそういう拡散の方法を活用しながら、御対応いただいたホームページの情報を御覧いただくと不安が解消されるかもしれないということ発信していくよう努めていきたいというふうに思っております。

本質問につきましては、以上でこの項を終えます。次へ行ってください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、中心市街地活性化事業について、質問要旨、現在の進捗と今後のスケジュールについて、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鈴木議員の質問事項3、中心市街地活性化事業について、要旨1に関して答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の回答となることをまずもって御容赦願います。

官民共同事業体となります合同会社つばきまちづくりプロジェクトでは、予定されているプロジェクトごとに規模感や位置取りの検討を行うため、出店希望テナントなどを中心にヒアリングを行い、集約しようとしている旨、伺っております。

今後のスケジュールにつきましては、ある程度まとまった段階で合同会社つばきまちづくりプロジェクトからアナウンスがなされると思われれます。

発信の在り方としては、合同会社つばきまちづくりプロジェクトからアナウンスされた情報については、町としても発信できるものと考えています。

なお、人口目標1万人達成のために定住促進住宅についてはコンソーシアムの形成が必要となりますけれども、第1弾の事業として発出される予定というふうに聞き及んでいるところでございます。

以上、鈴木議員の質問への答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

前回の決定的な進捗としまして、さっきの答弁の中では定住促進住宅というものの情報が今後発出されていく予定と聞き及んでいるという旨の答弁があったかと思えます。さっきの一般質問のLGBTQについても定住促進について考慮いただける旨の答弁があったので、期待しているところでございます。

では、この定住促進住宅につきまして、解体と並行して進められるということだと思いうんですけれども、そういうことが可能なかどうか、ちょっと答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

もちろん中身の整理とか、そうしたものは当然必要になってくることにはなるんですけれども、並行しながら事業的に進められるかどうかということに関しては並行しながら——ほかのプロジェクトもそうなんですけれども——進んでいくということで御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

ただいま室長から答弁がありました。並行して進められていくという旨の答弁だったかと思うんですけれども、ちょっともう一步踏み込むと、解体をしながら、極端な話、建物を建て始めることとかというのは、プロジェクト的に可能なのか。それとも解体と滅失登記が終わって、改めてそっちのほうを第一のプロジェクトとして動いていくのかということが、この場で言える内容なのかというのは分からないんですが、定住促進住宅については以前から言われていたプロジェクトにぶら下がる各種の事業で切り出して先に進められるようなのが今回の特徴だともいう答弁があったかと思うんですけれども、そういったそこら辺の部分についてはどうでしょうか、答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

解体しながら整備というのは、まずもって難しいかなというふうに思っております。というのも、その手前で、やはり開発行為であったり、そういったものも必要になりますので、そういった条件を整えながら整備をしていくという中で、その中で比較的進捗が、このプロジェクトに関しては早いところが見られますので、そういった傾向にあるだろうということ御案内を差し上げるというところでございます。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

現実的に考えて解体と並行しながら、解体している横で基礎を打って造っていくというのはなかなか難しいのかなというふうに理解したところでございます。

続けて質問させていただきますと、定住促進住宅の資金調達の方法につきましては、プロジェクトファイナンスでの資金調達という理解でよろしいでしょうか、答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

いろんなやり方があるんではございますけれども、補助金の活用等であったり、家賃の収入だったり、こういったものをまず検討しながらというふうに思っているところでございます。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

本件についてはプロジェクトファイナンスという方法ではなくて、補助金だったりとか家賃収入という形で対応されていくという旨の答弁があったかと思えます。

本事業の一つの特徴でありますプロジェクトファイナンスについて、私から1点御相談とどうか提案がありまして、ちょっとお話を聞いていただいて、その旨の考えをお伺い、いただければと思えます。

本で読んだ知識で大変恐縮ではあるんですけども、事例として融資する銀行からフィナンシャルアドバイザーを雇用し、そのアドバイザーとともに他の金融機関からの融資を募るという記事を見ました。この事例では海外のエネルギー産業の事例だったりとか、中心市街地活性化事業のようなまちづくりの事例で当てはまることは分かりませんが、私が見た事例ではフィナンシャルアドバイザーの報酬については融資成立という成功報酬で融資が受けられた場合にのみ報酬を払うという方法が書いてありましたので、ちょっと読ませていただきます。

フィナンシャルアドバイザーの業務とは、経験豊富な金融機関がスポンサーに雇用され、スポンサーに案件組成をサポートアドバイスするものであると。このスポンサーというのが借り主側になるわけなんですけれども、プロジェクトドキュメンツのアドバイス、ファイナンスストラクチャリング、キャッシュフロー・マージンの作成、資金調達計画の作成、融資契約書のタームシートの作成、銀行団との交渉をスポンサーの右腕として担い、スポンサーにとって最適なプロジェクトファイナンスの融資、資金調達を実現するものであると。

フィナンシャルアドバイザーの報酬については、定期型に支払うリテイナー方式と成功報酬の2種類があることから、前者は定期的に支払う必要があるんですけども、成功報酬については融資契約書の調印が成立した時点で支払う報酬であるという旨の記載がありました。

本件、そのまま当てはまるとは思っていないですし、国内初の事例ということもあって、銀行様方もそういったところに知見というか、実績があらわれるのかどうかというのはちょっと分からないんですけども、こういった資金調達を円滑にするために、銀行からフィナンシャルアドバイザーを、融資いただく前提で雇用して融資を募る方法というのは、融資の確度を高めるための投資なのかなというふうに思っているんですけども、そういったことについてのお考えを答弁いただいてもよろしいでしょうか、お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大変有用な提案をいただきましてありがとうございます。そういった人材がいれば、非常にやりやすいところも出てくるんだらうなというようなところは率直に感じた次第です。

金融機関のほうからそういった人材がいらっしゃれば、そういった人材の方の力を借りながら、そういったことに当たっていくというのも、その効率面であったり、実効性であったり、そういったものが格段に飛躍的に効果が出る可能性もございます。ですので、そういったことも全然考えていないわけではございませんので、有用な提案をいただいて非常にありがたいなというふうに思っているところでございます。ありがとうございます。

○1番（鈴木千春君）

私みたいなど素人が、覚えたての知識というか、勉強しながら言った内容で、なかなかそういうことがうまくいくとも思わないんですけども、こういう方法があるということを経験するに当たって知識を蓄えていく上で、積み重ねたときにこういう方法が当たれるという旨がありましたので、今回、この場を借りて、ちょっとお話しさせていただきました。

前回から今回の間で、定住促進住宅についての進捗が見られたということを理解してはいるんですけども、これはやはり副町長が就任されて円滑に進んだのかなというようなことを感じてはいるんですけども、副町長の意気込みというか、定住促進住宅についてお伺いしてもよろしいでしょうか。その道の専門家だというお話だったかと思うので、お願いします。

○副町長（財津勝記君）

御指名でございますので、副町長の財津でございます。

先ほどの定住促進住宅については、もう皆様は御存じかもしれませんが、基山町とかみやき町とかで実際の実例がございますので、これらを含めてヒアリング等を行っているところでございます。ですから、いろんな市町の方にやり方を含めてお聞きしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

御答弁ありがとうございます。基山町やみやき町の事例を参照しながら円滑に進めていただけたというような答弁をいただいたかと思っています。副町長はその道でやられてきた方なので、定住促進住宅がぜひ円滑に進んで、中心市街地活性化事業の中で第一に発出されるプロジェクトということもありますので、引き続き御尽力いただければということをお願いしまして、本項は終わります。次へ行ってください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、農地の豪雨被害について、質問要旨の1番、さきの8月豪雨に伴う農地の被害状況は、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

皆さんこんにちは。鈴木議員御質問の質問事項4、農地の豪雨被害について、要旨1、さきの8月豪雨に伴う農地の被害状況はにつきまして答弁させていただきます。

まず、他の議員から質問がありました答弁と重複する内容がありますが、答弁させていただきます。

農作物の被害につきましては、冠水により大豆耕作の約120ヘクタールに何らかの被害が及ぶと判定しております。水稻やアスパラガス、イチゴのビニールハウスも浸水しており、イチゴは定植前の育苗されている時期であり、苗が浸水したと報告はあっておりませんが、水稻やアスパラガスについては今後の収量への影響が危惧されるところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

本件も同僚議員、多々質問していて答弁いただいた内容かと思うんですけども、大豆に関しては120ヘクタール、これはかなりの被害だなというふうに思っております。併せてアスパラについても育苗している苗が浸水して、イチゴについても浸水ということで、水稻、アスパラに関しては収量が減る可能性があるという旨の答弁であったかと理解しました。

今回、こういう災害が発生したときに、被害状況の把握というのはどういった方法でされるのか、そちらを答弁お願いします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問の被害状況の把握につきましては、まず産業課の職員で農地を見て回り、被害状況の把握をする点、またJA、農協、共済組合と情報を交換しながら、災害箇所を共有いたしまして、もちろんそういった情報につきましても私たち現地で確認するような、そういったところで被害状況の把握に努めております。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

まず、職員の方で回っていただいて、JA共済の方と連携しながら被害状況について把握されているという旨の答弁だったかと思えます。

雨が降った直後で一番忙しいときに状況把握するということは、すごい大変なことだと思っていて、頭が下がる部分ではあるですけども、被害状況の把握の報告ということで、私の知り合いについて、被害があったんですけども、それを役場に相談されましたかと言ったら、ちょっとされていないというような話がありまして、後ほど共有させていただきたいなと思うんですが、スキームというか方法、被害があったときに、それをいち早く知る方法については、引き続き努力を重ねて、積極的に情報を集めていただくよう努めていただければと思います。

本件、要望ではあるんですけども、さっきの被害状況という部分の把握というので、情

報収集の方法であったりとか、情報発信の方法について、以前も支援をしていただいたけど、その支援は、えっ、知らないみたいなことを言っている農家の方がおられたんですよね。なので、そういった方々に届くような情報発信、吸い上げることと発信すること、そちらのほうが、結構先輩方が、生産者の方が多いので、努めていただく必要があるのかなと思うんですけども、そういった情報収集の方法等、発信の方法について、何かお考えはございますでしょうか。答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところで情報発信と、収集の方法についてでございますが、私たちのところで、もちろん状況把握で地区を回るところでございますが、まずJA様とかそういったところでは各農家さんたちを個別に訪問されていたりとか、もちろん必要な農業の機械ですとか、これから必要になります肥料だとか、そういった農業用の機材につきましても把握をすることでございますので、まずもってJAさんと協議をしていくのが一番かなと。

もちろん、県のほうに私たちは情報を収集しまして、報告というふうな流れもありますが、また、県のほうからも、近隣の市町の状況をうちの産業課のほうに情報の連絡がありますので、そういった情報を見ながら、ああ、こういったところではこういった災害が起きている。町のほうではこの情報について大丈夫だろうかというふうなところでも確認作業をとっていききたい。そういったところで、情報をなるべく集約しまして、今後の被害に対します施策でありますとか、そういったところに役立てて、またそういったところでの活用をするところでも考えてやっていきたいというふうに思います。

○1番（鈴木千春君）

情報発信という、収集と発信の方法について、今答弁いただいたかと思うんですが、JAの方が個別に回っていただけているという旨の話もあったと思うんですよね。実際に役場に来て、こういう状況があるんだけど、支援はありませんかとかと言ってきていただける方については、すごいやりやすいと思うんですよね、直接本人に話を伺うことができるんです。ですが、JAの方も来ないけどという方がおられる小規模の農家の方とかそうだと思うんですけども、そういった被害とかがあるという旨はお話で聞くところではありますので、引き続き情報収集の方法については努力をさせていただいて、被害状況の把握と次の項になりますけれども、対策については御検討いただきながら進めていただくよう強く要望させていただきます。

最後に一言いただいてよろしいでしょうか。一言いただいたら次の項へ行ってください。

○産業課長（日高泰明君）

議員御指摘ありがとうございます。私たちも現状を見て回って、そういった該当の方につきましてもお話を聞くようなところでも、そういった取組といいますか、そういった常識的なところであるかもしれませんが、その農業者さんたちの話を聞くようなところでも仕事

を行っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、検討されている対応や対策は、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木千春議員御質問の質問事項4、農地の豪雨被害について、要旨2、検討されている対応や対策はにつきまして答弁させていただきます。

他の議員から質問がありました答弁と重複する内容がありますが、答弁させていただきます。

大雨による農作物被害については、まずもって冠水した大豆の被害は甚大であると推察され、このような事態に備えるために、農家の方が加入されている農業共済制度、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、または農業経営収入保険としたセーフティネットによる補償や補填が機能するところであると存じます。

このセーフティネットによる補償や補填につきましては、制度ごとに算定が異なり、被害に見舞われた圃場のみを対象とはせず、農業者ごとの品種別の収穫量や米、麦、大豆の販売収入額の合計、また農産物の販売収入の全額を基礎とするなどであります。したがって、今後の収穫により算定され、補償、補填された後の農業所得の減少が農家に与える影響を推しはかることは現状では難しいところですが、影響は大きいと考え、今後も注視していきます。

また、今議会に補正予算として、農業経営収入保険制度支援対策事業補助金を新規に計上させていただいております。これは自然災害や病害虫、そして新型コロナウイルス感染拡大などの影響により、被災する農家を支援する取組を新たに実施するものであり、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下も含めた農業経営全体を対象とした収入減少を補填する農業経営収入保険制度への加入促進と負担軽減を目的として、保険料の一部を町が補助する施策を実施するものでございます。

さきの佐賀豪雨による救済対策としても実施しましたが、被害に遭った圃場の来年の次期作の種子や苗に要する経費の助成を農業経営継続に注力するとして検討するところであり、国、県の動向も把握しながら支援に取り組みたいと考えます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

答弁いただきました内容につきましては、同僚議員と同様の内容だったというふうに理解しております。米・畑作物収入減少影響緩和交付金とかセーフティネット補償、補填というものを活用しながらやっていくのかなというふうに思っております。

昨日の同僚議員の質問と町長、課長の答弁を伺い、対策としてはそういった形でやられると。今回の補正でも農業経営収入保険制度支援対策補助金という予算が、実はどうなのか、ちょっと勉強不足で把握できていない部分はあるんですけども、資料を見てみると、補填の財源は農業者と国が1対3の割合で負担して、抛出の残高は翌年に繰り越され、掛け捨てにはなりません。米、麦、大豆も当年産の販売収入額の合計が標準的収入を下回った場合、その差額の9割を補填する保険だと。収入保険との重複加入はできませんというような、こちらの内容のものであるかなと思ったんですけども、こちらの加入を促進していただいて対策をされていくということで理解するところでございます。

こちらは米、麦、大豆に関しての内容なのかなと思うんですけども、先ほど、被害状況の答弁でありましたアスパラとかイチゴ、そういったものに関する支援というか、考えている対策等はございますでしょうか、答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の米、麦、大豆のセーフティネット以外の支援策というふうなところでもございますけれども、議員が先ほどおっしゃられたところの米、麦、大豆は該当になるかならないか。私の話しぶりが悪かったのかもしれませんが、農業経営収入保険というものは農業者の全農業所得の全体を補填するものでございまして、農業経営全体の収入減少を対象としますので、米、麦、大豆でありますとか、そういったところの品目も入るところでございます。

また、農業の共済制度は品目ごとでございまして、品目ごとの収量の減少を補填するようところが農業の共済制度、ナラシ対策というふうな名称であります。米・畑作物の収入減少緩和交付金につきましては、農業者ごとの米、麦、大豆などの販売の収入額の合計によりまして、収入減を補填するような制度でございまして、

もちろん、議員お分りのところかもしれませんが、収入保険制度と共済、ナラシの対策は一緒に加入することができないようになっておりまして、それは収入保険が全てを網羅するからでございます。

議員の質問のところからちょっとずれたところで私、答弁をしているかもしれませんが、米、麦、大豆につきましても、このセーフティネットの中の品目に入るというふうなところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

答弁ありがとうございます。ちょっと私の理解が及ばない。ちょっと頭が、私が見ている資料が多分違うんだということは今の説明で理解できました。

一応、今、全農業に関する支援が可能なものと、品目に分かれて米、麦、大豆のものがあるという話だったと思うんですが、端的に質問しまして、アスパラ、イチゴに関しては先ほどの全農業に関する内容のもので支援いただくことが可能だという理解でよろしいでしょう

か。うなずいていただいているので、そういう理解で分かりました。

ちょっと資料を取ってきます。

では、米、麦、大豆だけではなくて、イチゴやアスパラについても、支援、その収入保険のほうで、農業経営保険制度、農業経営収入保険制度というので対応がされるのかなということに理解しました。

先ほどの情報発信ということで、ちょっといつも事例を説明させていただいているんですけども、今、農林水産省のほうで、農林漁業セーフティネット資金の概要と災害復旧の概要ということで、日本政策金融公庫で、低金利で借りられる支援というか、融資が受けられるというのがありました。こういうことを発信することで御検討いただく、支援というか補助金なので返還が必要だということはあると思うんですけども、甚大な被害をちょっとでも低金利で抑えられるというようなことを情報発信していただければというふうに思っております。

併せて、結構、私はよく言うてしまうんですけども、ふるさと納税のクラウドファンディング、ガバメントクラウドファンディングだったりとか、ほかのサイトとかでもあると思うんですが、7月豪雨で農作物が壊滅、めげずに米づくりで農業再生したいというもので、クラウドファンディングしているのがありました。これは目標金額1,000千円で1,130千円来ていました。こちらは農業被害に関する支援の一つなのかなというふうに思っております。併せて平成30年、台風21号、今年度に被災した農家のビニールハウス復旧を支援し、来年の野菜生産を復活させたいというような、こちら声も上げれば上峰町はふるさと納税を見られる環境にありますので、有効な支援になり得る可能性があるのかなというふうに感じております。

ですので、こういった情報を私ももちろん共有させていただきますので、積極的に発信して、被害に苦しむ農家の方々の僅かでも御支援になればということに引き続き努めていただければと思います。

最後に一言いただいて、私の質問は終わります。お願いします。

○産業課長（日高泰明君）

情報発信について、私たちも広報紙等を含めまして、こういった町の新しい施策である部分につきましては広報するところがございます。また、クラウドファンディングとかそういったところの情報もいただくところがございます、私たちもその情報を基に検討をし、情報発信に努めていきたいというふうに考えるところがございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

これで1番鈴木千春君の一般質問を全て終わりました。

お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合によって延長したいと思いますが、皆さ

ん、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することは決定いたしました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、5時10分まで休憩いたします。休憩。

午後4時54分 休憩

午後5時10分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

○2番（大川徹也君）

皆さんこんにちは。2番大川徹也です。まず、本年8月の大雨災害に被害を被られた方々にお見舞い申し上げます。今回の一般質問の中にもその点について質問を入れておりますので、執行部の御答弁を期待します。

4つ大きく質問事項を作りました。1、ヤングケアラーについて、質問要旨としては、今全国的に問題となっている、兄弟姉妹や家族の世話を日常的に行う18歳未満の子ども、いわゆるヤングケアラーの当町の実態は、2、障害者の雇用創出について、1、当町の障害者雇用施策の実態は、3、大雨水害対策について、質問要旨1、当町における大雨水害の抜本的解決への考えは、4、中心市街地活性化事業について、質問要旨1、今後も合同会社に任せるとLABV方式で進めていくのか、これら大きく4つの質問及びそれに関する関連質問を行います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、ヤングケアラーについて、全国的に問題となっている、兄弟姉妹や家族の世話を日常的に行う18歳未満の子ども、いわゆるヤングケアラーの当町の実態は、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様こんにちは。大川徹也議員の質問事項1、ヤングケアラーについて、要旨1、全国的に問題となっている、兄弟姉妹や家族の世話を日常的に行う18歳未満の子ども、いわゆるヤングケアラーの当町の実態はという質問につきまして答弁いたします。

現在、住民課が所管しております要保護児童の中に、ヤングケアラーに該当する子どもはおりません。

このヤングケアラーの問題は、家庭内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい面もあることから、ヤングケアラー状態にあることを早期発見し、ヤングケアラーである子どもの権利が奪われることなく、適切な養育を受け、心身の健やかな成長と教育を受ける機会、自由が約束されることが大切であると考えております。そのために、小・中学校や警察、児童相談所、民生・児童委員など、多くの関係機関で組織しております要保護児童対策地域協議会の機能も活用し、まずはヤングケアラーに対する理解を深めるための周知を図り、社会全体がこの問題を認識し、ヤングケアラーの存在が見逃されることがないように見守ることが大切であると考えております。

以上、大川徹也議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

今、住民課長の答弁にありました要保護児童家庭についての説明をお願いいたします。

○住民課長（扇 智布由君）

ただいまの大川議員の御質問で、要保護児童とはという御質問だったかと思えます。

定義としましては、保護者に監護されることが不相当であると認められる児童、保護者のいない児童、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童となっておりますが、住民課で所管しております台帳がございまして、その台帳の方に関しましては、例えば、地域の住民の方や教育機関、また児童相談所からの情報を受けた者、また、警察への通報があった者というような案件を示しております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

ヤングケアラーのイメージを皆さん方に分かりやすく知っていただくために幾つか申し上げます。

例えば、障害や病気のある家族に代わり、買物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている、家族に代わり幼い兄弟の世話をしている、障害や病気のある兄弟の世話や見守りをしている、目を離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている、日本語が第1言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている、家計を支えるために労働をして障害や病気のある家族を助けている、アルコール、薬物、ギャンブルなどの問題のある家族に対応している、がん、難病、精神疾患など、慢性的な病気の家族の看病をしている、障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている、障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている、はたから見るととても立派な子どもたちです。ただ、この家族のケアは立派なことですが、子どもにとってしんどいことだと理解すべきだと、専門家の山梨英和大学の佐藤みのり助教授は、このヤングケアラーを考える会の会合の中でこのように述べています。

ヤングケアラーや若者ケアラーは、親が65歳未満で介護保険が適用されないケースが多く、ケアラーの心身、経済的負担が大きくなりがちで、早急な支援が必要です。また、同様の関係者の話もあります。

今、住民課所管でそのような児童は今のところ把握ができていないということで、そのとおりであれば非常にまず安心するところではありますが、教育現場において小学校や中学校を所管している教育委員会、また、教育長のほうから、当町においてそのようなケース、もしくはそのようなことが疑われるようなケース、このようなことについて、そういう印象であったり、持っていらっしゃる所感があれば教えてください。

○教育長（野口敏雄君）

皆様こんにちは。大川徹也議員からの御質問にお答えしたいと思います。

ヤングケアラーにつきましては、法令上の定義はないものの、一般に先ほど議員もおっしゃいましたし、住民課長も申しましたが、本来大人が担うようなケア、責任、家事であるとか、家族の世話、介護等、それらを日常的に行っている18歳未満の子どもを指しているというふうに捉えています。もちろん、病気や障害のある家族、幼い兄弟姉妹に対する一定の見守りとか気遣い、お世話、介助などは、家族間の相互協力、扶助として必要なことではないかと考えています。しかし、継続した過度な負担によって児童・生徒自身が本来守られるべき権利が損なわれているというような場合には、福祉、医療、教育機関等の連携によって状況を改善することが肝要ではないかと考えています。

学校はヤングケアラーである可能性のある児童・生徒に気づきやすい場所であり、早期発見に重要な役割を果たすことができます。現に、上峰小・中学校におきましては、可能性のある生徒を数名把握はしております。学級担任や副担任、学年の教員、養護教諭等が複数の目と感覚で見守っている現状でございます。

ヤングケアラーの支援につきましては、学校だけでできるものではありませんが、学校としてできることもございます。遅刻や欠席が多くなってきたとか、学習意欲が減退してきたとか、児童・生徒の変容の背景に家族の世話や介護、看護に従事している状況が見られる場合は、例えば、スクールソーシャルワーカーを介して町の福祉関係機関と連携して、家庭の状況に関する情報を集め、校内組織で情報共有する、同時に、学校生活に影響が出るほどの過度なケアに陥っていないか、あるいは適切な支援が必要であるのならば福祉機関へつないでいくというようなことが大切になってくると思います。

いずれにしても、ヤングケアラーへの支援につきましては、ケアを担っていることは否定しない、本人自体は否定をしないで、児童・生徒に対するメンタル面でのサポートを大切にしながら、専門機関との連携によりまして問題の根本を改善していくということが肝要だと考えております。

以上で大川徹也議員の質問への答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

今、教育長も述べられたように、こういう児童・生徒たちの早期の発見、そして、相談体制の確立と相談体制の周知、子どもたちへの周知、こういったものが必要になります。その旨は教育長、また住民課長ともによく御存じであって、ここで私があえて言う必要もないのかもしれませんが、あえて申し上げます。それは、さらによく動いてもらうためです。

本人たちが気づかない、家族の世話をしていると、これが実は自分にとって結構な負担になり得る場合があるということを本人たちが薄々気づいてはいるものの、大事なこととしてそれを受け入れている、非常にその辺のバランスが本人も難しかろうと思うんですけれども、今、教育長が言われたように、そういった児童・生徒の把握及びその相談の体制をある程度体制的に状況を、学校長として、教育長として把握できるような、そういう体制に今なっているのかどうか、そこをちょっとお尋ねします。

○教育長（野口敏雄君）

児童・生徒にとって、家族の世話をするとか、看護をするとか、あるいは時には経済的な面でのサポートをするとかいうようなことが自分にとって非常に過度な行き過ぎたものになっているということを認識しているかどうかというところは、なかなかそこは判断が難しいところもあるかもしれません。

学校では、問題が起きたときに子どもたちに対して指導する、状況を把握して指導するという体制は、ほぼできていると思います。ただ、このヤングケアラーのように表面に出てきにくい問題、あるいは別の問題でも、個人の内在するような問題であるとか、児童・生徒本人が表に出したくないと思っているような家族の問題であるとかいうようなことについても、学校はできるだけ把握をして、早期発見をして、対応できるようにしたいというのが一つの使命だと捉えておりますし、体制づくりについても努力しているのが現状でございます。

具体的には、教育相談体制というものをまず取っております。養護教員、もしくは教育相談の担当職員、もしくは生徒指導主事が中心となりまして相談体制を取っています。それぞれ学年には、小・中学校ともにですけれども、係の先生方がいらっしゃって、言うならば、ネットワークを広げながら子ども全体を見ていく、しかも、複数の目で見ていく。先ほど私も触れましたが、複数の目と感覚で子どもたちの実態を把握していこうという姿勢を持っているところでございます。

また、教育相談機関というのがございまして、一般に知られているのは、受験生、小学校6年生であるとか中学校3年生が受験期を前にして教育相談をするということが知られているわけですが、実は何も殊さらぬような時期に、一般には6月であったりとか9月であったりとかなんです、教育相談週間というものを設けて、何も問題はないんだけど、とにかく担任の先生と、あるいは副担任の先生と15分間話をしましよと、その中で何かを発見していくとかいうようなことも年中の学校行事として行われているのが常でございます。

またもう一つは、子どもたち同士の中で友達の変容に気づいた場合には担任や副担任に申し出ることができるような、そういう啓発も行っております。以前はそういったケースの場合には、先生にチクったとか、ちょっと言葉が子どもらしくなって恐縮ですけれども、そういう言葉でやゆされる場合もありましたけれども、今の上峰小・中学校におきましては、ほとんどそういったところも正しく理解をしている子どもたちが多うございまして、何か気づきがあったら、いじめの問題も含めてなんですが、先生方に相談する、あるいは情報提供するということが間々あっているようでございます。

そういったところなども捉えながら、十分というところはもちろんないわけでございますので、もっともっと教員にとってみれば、研修も重ねて自らの感性も研ぎ澄ませながら子どもたちの実態に近づく努力は継続して、そしてまた、体制づくりも続けていく必要があるかというふうに私は捉えております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

住民課長に最後ちょっとお尋ねします。

教育のほうでは、小学校、中学校、把握しかできないのが実情だと思います。それ以上になると、やはり公的な、いわゆる役場の力が必要になると思います。児童・生徒及び高校生あたり、そのような子どもたちを、教育機関のみならず、役場も一緒になって、問題が出てきそうな御家庭の早期発見及び早期対応に積極的に、されてあると思いますけれども、ぜひ積極的に具体的に取り組んでいただきたいと改めてここでお願いを申し上げたいと思います。それについて、今どういうお考えというか、お気持ちでいらっしゃるかをお尋ねします。

○住民課長（扇 智布由君）

大川議員の御質問でございますが、町としましても、社会の見守りによりこうした環境にある子どもたちを守るため、早期に発見し、早期に望まれる福祉サービスなどへ支援の手が差し伸べられるよう支援体制の構築を図り、子どもたちがヤングケアラー状態にあることを近くにいる大人に気軽に話せることや、相談できる環境づくりの整備が必要であると考えておりまして、また、家庭の状況により支援の内容も変わってくるかと思っておりますので、支援の体制、そういったものに関しましても、関係機関と連携を図り、実情に合ったサービスにつなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「ありがとうございます。では、次の質問に移ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、障害者の雇用創出について、質問要旨、当町の障害者雇用施策の実態は、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（矢動丸栄二君）

大川徹也議員の質問事項2、障害者の雇用創出について、質問要旨1、当町の障害者雇用施策の実態はという御質問に対しお答えいたします。

障害者雇用促進法で、全ての事業主は法定雇用率以上の障害者を雇用するよう義務づけられております。民間企業の法定雇用率というと2.3%、国、地方公共団体は2.6%、都道府県等の教育委員会は2.5%となっております。上峰町役場としましては1名不足の状況で、今年度1名の採用の募集を行う予定となっております。

また、障害者雇用関係では、町内に障害者就労施設、就労継続支援事業所が2施設ございまして、そこにおいて就労されている状況であります。

また、民間企業のコルディアール佐賀農園という民間事業所と連携協定を結び、障害者の就労機会の拡大と町内事業者の障害者雇用率の向上を図っております。

最後に、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律に基づき、上峰町における障害者優先調達推進方針を定め、障害者就労施設等からの物品の調達や町有施設の清掃業務等の委託を行っているところでございます。

以上、大川徹也議員の質問の回答を終わります。

○2番（大川徹也君）

今、総務課長のほうから御答弁いただきました障害者雇用促進法ですが、上峰町も地方公共団体として法定雇用率2.6%の義務が課せられております。今回、2名ほど障害者雇用枠を設けて募集するというお話でした。既にもう募集してあるんですか、それとも、今からするのであればいつ御予定されるのか、教えていただけますか。

○総務課長（矢動丸栄二君）

先ほど申し上げました上峰町の役場としましては、1名不足で、今年度1名の採用の募集を行う予定ということで訂正をお願いいたします。合計、今年度中には2名採用という予定としております。

今回、この採用につきましては、6月の補正で計上させていただいておりまして、採用箇所が変更になりましたので、今回の補正予算の中で変更ということで予算の組替えを実施させていただいております。

以上になります。

○2番（大川徹也君）

障害者優先調達推進法が平成25年4月からスタートしております。議会のほうでも、お昼のお弁当を取るときは、町内の就労支援施設が作られたものを私たちは頂いております。大変おいしく頂いております。また、他の就労支援施設では、ふるさと学館図書館の仕事もいただいております。

また、それ以外等で、今後、当町が積極的に障害者の直接の雇用であったり、また、先ほ

ど挙げられた就労支援施設や、就労支援施設ではないけれども、コルディアールという名前のそういった障害者就労施設に対して、どういう姿勢で今後障害者支援を行っていくのか、それをちょっと町長の口から、町長の言葉で聞きたいんですが。

○町長（武廣勇平君）

まず、学館のトイレ清掃を含めて入札環境をしっかりつくっていきたいと思っております。

また、コルディアール農園という農園につきましては、就労支援施設ではありませんけれども、平均工賃が110千円以上というふううたっておられる施設です。これまで考えられない工賃を出せる施設であるという認識の下、連携協定を進めてまいりました。

障害者の方々の就労をできるだけ高い工賃でサポートしていくということと、住む場所を整えていくということ、そしてまた、各就労支援施設から事業の御提案があった場合、そうした門戸について検討をしていくということになると思います。

○2番（大川徹也君）

障害を持っていても普通に生活したい、人並みとまではいかないかもしれませんが、自分に自由に、自由な生活、思うような生活が少しでもできるようにするためには、やはり仕事が必要になってきます。

今、担当課長や町長の答弁を聞くと、当町でも障害者施設等に仕事を与えていくことについて非常に前向きな答弁をいただいて安心をしているところでありますが、1つだけ留意点として、当町は社会福祉協議会があります。そこで種々の仕事をしていますけれども、同種の事業を行う地方公共団体などの公共部門と民間部門との間で公正な競争が確保されず、民間の事業者が不利な競争を強いられることがあります。それは当町に限らないことです。一般的にこういったことを民業圧迫と言われます。こういったことがないように、公共の立場として、役場としては公平・公正に努めていただきたいと思いますと改めてここでお願いを申し上げます。これについて町長の御意見を、お考えをまたお願いします。

○町長（武廣勇平君）

社会福祉協議会が社会福祉協議会内で発注することを今ここで議論するんですかね。社会福祉協議会の発注については社会福祉協議会で検討されていくものであり、私の所掌の範囲ではないと思っております。

本町としましては、そういう事業者の提案があった場合において、そういった門戸を、しっかり提案を聞きながら、事業として公共から発注することが可能か検討をしていくと先ほど申し上げました。それにおいては、これまでの既存の守備範囲を拡大してよいものか、財政状況との検討等はもちろん必要ですけれども、できるだけ障害者優先調達推進法の趣旨を考えながら発注枠を広げていく。なかなか気づきにくい分野でありますので、各事業所さんからの御提案をいただく形でこれまでも進んできたと思っております。今後ともそのように本町としては取り組んでまいりたいと思います。

○2番（大川徹也君）

今、町長の答弁というのは本当に障害者団体にとってはありがたい言葉だと思いますよ。私の質問というかお願いというか、上峰町はあってもいいし、今後もないだろうと思えますけれども、同種の事業を行う政府や地方公共団体などの公共部門と民間部門との間で公正な競争が確保されないような状態にならないことを改めてお願いをしたいと思っております。

以上です。このことについて町長の御感想をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

より公正に入札環境を整えてまいりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次へ進んでいいですか。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問事項の3番、大雨水害対策について、質問要旨、当町における大雨水害の抜本的解決への考えは、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、大川徹也議員の質問事項3、大雨水害対策について、質問要旨1、当町における大雨水害の抜本的解決への考えはという御質問に対し、お答えいたします。

ほかの議員からも同様の質問がございますので、同様の答弁となることを御了承のほどよろしく願いいたします。

自然環境の変化とともに、記録的な豪雨が全国的に発生しており、当町を含め他の自治体などにおいても抜本的解決を見出せず、思いあぐねているというのが実情じゃないかと思っております。

建設課では、今年度創設された佐賀県流域治水推進事業費補助金を活用した調査を行うよう進めておりますが、先月の大雨の状況を反映するため、現在、写真撮影日時や場所等の整理を行っているところです。道路冠水対策の本格的な事業化及び対象地域の工事が完了まで時間を要することから、道路区域の維持費や冠水水位が分かるような水位標の設置などを行うとともに、短い期間の道路かさ上げで効果が得られる簡所的な対応など、引き続き地区からの要望等を踏まえ、対策を講じていきたいと考えております。

以上、大川徹也議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

今、担当課長がおっしゃったように、本当に率直な意見だと思います。どこの自治体でも、この問題に根本的に対応できている自治体はないということは重々承知をしております。

近年の大雨の様子に関しては、いわゆる想定を超えるものであります。ですから、これは流域治水において、そこの氾濫する川、また、氾濫する川のある自治体、複数にまたがる自

治体や関係者等で一緒に対策を協議するという国の提案があつておることに伴う流域治水推進事業だというふうに私も認識をしております。

その流域治水関連法案が国より出されているんですけれども、その中で、実際今私申し上げたように、関係自治体やその関係者等で協議を行うということは非常に有意義で、最終的にはよい効果が出るものだと思っておりますが、ただ、これが実際に協議会が結成され、話し合いがなされ、そして、実際の施策のほうに移っていくには、やっぱりそれなりの期間が、多分、数年単位で必要になってくるだろうと思います。

しかし、近年、毎年のように出てくるこの大雨災害に対して、上峰町でいえば、北は大字堤地区の土砂災害から、また、南のほうに行けば大字前牟田地区や江迎地区でのバックウオーター等による被害、そして、実際に農作物等に被害が及んでいるこの現状において、実際に上峰町が今やるべき、今やれることを探してやっていく、そして、それをできる限り計画的に行っていくことが必要かと、あえて釈迦に説法かもしれませんが、私のほうから言わせてもらいますけれども、課長は計画的に行って、そういう治水対策を当町においてできることを行っていくことについてどう考えていらっしゃるか、また、今どういう施策を持っていらっしゃるか、上峰町としてあれば教えてください。

○建設課長（高島真幸君）

大川徹也議員から、計画的なところとか、そういうことの御質問をいただきましたので、私のほうから回答をさせていただきたいと思っております。

他の議員からの質問のときもお答えいたしましたので、今月7日に県庁内に内水対策プロジェクトチームというのができております。こちらのほうについては、県庁内の部局間の枠を越えて組織の体制の強化を図られているところです。こちらにつきましては、佐賀県が今まで以上に内水対策に向き合い、リーダーシップを持って取り組むということで、県と市町の連携強化をはじめ、市町間の調整など、佐賀県のリーダーシップに期待をするとともに、当町においても、内水対策について関係各課の一層の連携強化を図っていければと考えているところでございます。また、当町としても流域自治体として、町が管理する河川の河道掘削等を継続的に行って、その責務等を果たしていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

課長の答弁にあるように、今、県がリーダーシップを取ると言っているのですが、それに期待しつつ、当町では河床の掘削などを続けて行っていくということで、同僚議員からも多々、今年度のみならず以前から、河床の掘削であったり、農業用貯水池の利活用であったり、いろんなことがずっと改めて言われておって、役場のほうとしても全く無策であることではないということは重々承知しておりましたが、ぜひ、毎年同じことが起こるものですから、何かしらやはりできるところからしっかりと手をつけて、被害が少しでも少なくなっていくと

いうことを望みます。

それで、課は違うかもしれないんですけども、今農業について、被害に対する町の支援についての質疑応答がありましたけれども、工業者において、店舗においてもそうですけれども、浸水による工具、機械の損傷があったという話を聞きました。そういった農業者以外への町の支援ですね、被害に遭った農業者以外の商工業者等への大雨被害に遭った部分についての支援というのは町として何か考えているのでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の工業者に対するというふうなところで産業課から答弁させていただきます。

今回の大雨災害によりまして、事業を営まれている方のところの浸水についてはうちのほうでも把握をしているところでございます。商工会を通じてでございますが、そういった状況の把握に努め、今後の対策としましては、農業のほうとも同一になりますが、被害状況の把握に努め、今後、そういった被害に遭われた方に関する被害の施策をどのようにするかというふうなところで検討をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「ありがとうございます。進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、中心市街地活性化事業について、質問要旨、今後も合同会社に任せるLABV方式で進めていくのか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項4、中心市街地活性化事業について、要旨の1に関して答弁をいたします。

公民連携手法は幅広く捉えることができますが、一つの方式で補完できるストラクチャーとしてLABV方式による事業執行を念頭に置いております。しかし、相当数のプロジェクトを進捗させていく過程では、例えば、あるプロジェクトにおいて合致しそうな補助制度が創設、拡充されたり、ストラクチャー自体が別の方式でアプローチしたほうが有益となる場合も可能性としてあり得ます。結果的に、プロジェクト単位の考察の結果、現方式よりも有益性が感じられるような状況になれば、プロジェクト単位で部分的に切り出すなどのことはあり得るということです。

公民連携の分野も日進月歩でございますので、状況に応じて臨機応変に対応していくことも大事なのではないかとというふうに思います。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

私たちが理解するLABV、自治体が公有地を、民間事業者が資金と開発ノウハウをそれぞれ出し合う形の地域開発、民間事業者は公有地の資産価値を後ろ盾として開発資金を調達

する、このLABV方式、これは自治体が公有地を現物出資、民間事業者が土地価格に相当する資金を出資してつくる事業体、そして、ここでは公共施設と民間収益施設が複合的に整備されると。このように、これは日本総研という会社のニューズレターの中で書いてあることですが、こういったことに関しては、常々、創生室長のほうから御説明を受けてまいりました。私も自治体にとってこのLABVの魅力というのが勉強をするにつれて少しずつ分かってきました。それは、町の財政の負担を大幅に減らしながらも確実に開発を行える点、LABVでは、自治体の財政負担は原則的に公有地の現物出資だけにとどまる上（282ページで訂正）、パートナーとなる民間事業者は公共施設や民間収益施設を契約時に合意した地域ビジョンや施設整備計画に沿って整備する義務を負うからです。

このように、町が出資したその土地を民間事業者が独自のノウハウやアイデアによって運営していくという、非常に民間の力を利用したよい事業だなということが分かってきたんですけれども、ただ最近、先月の臨時議会でもそうですけれども、民間事業者に貸付けをしたりするような状態があります。

私は少し不安な部分が正直あります。通常、民間事業者というのが、土地を出資された公有地を後ろ盾として、いわゆるそれを担保に資金等の調達を行い、自分たちで開発を基本的に行っていくということと理解しているんですけれども、そうではないんですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

おおむね議員がおっしゃられているような内容でよろしいかというふうには思っております。

ただ、先般の、例えば、貸付金等におきましては、想定しておりますのがプロジェクトファイナンスというようなやり方でございます。これは、そこを念頭に置いたところでの融資、投資だったり、そういったものが考えられますけれども、そこで解体という作業そのものが収益を生むかどうかというところは、金融機関、当然判断してくるだろうなというふうには思っております。通常のプロジェクトファイナンスは、何かを例えばつくって、そこで商いをする、あるいは何かの収益を得るということで、その収益を原資にキャッシュフローを生じさせていくというような形のファイナンス方式でございますので、その解体という言葉を取ったときに、そこで何か収益が出るかどうかというところはよくよく私どものほうでもいろいろ検討を差し上げたところではございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

これは室長たちの知識に比べると本当に浅はかなもので純粋な質問であるんですけれども、その土地も含めて総合的な計画の中で、金融機関等はお金を融資してくれるところは判断をして、解体も含めて、解体の後にこういうビジョンがあるということで計画を持って、その計画に乗ってお金を融資してくれるものではないんですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

そういった見方ができないこともないです。ただ、そうすると、その解体費用を入れた上で、さらに収益を上げるというような事業計画だったり損益計画が必要になってくるということになります。に加えて、その実効性、融資事項が行われるまでの間は解体が行われないということにもなりかねませんので、そういったことを総合的に判断をした結果という形で御理解ちょうだいできればというふうに思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

このLABV方式による地域の開発は、実は上峰町以外にも今進行しているところがあるようです。

山口県の山陽小野田市、多分、執行部の皆さん方はよく存じ上げておられることと思います。ここのプロジェクトの事業構想やタイムスケジュールの動向を見ていると、非常に明快で安心できる部分が多いんですね。例えば、出資するところが既に決まっているわけですね。彼らの事業構想、公にしていますので、ここの議場でも言いますけれども、山口銀行、また、小野田市の小野田商工会議所、そしてまた事業を希望する事業パートナー、彼らが資金を出資するということが決まっているそうです。

当町の場合においては、プロジェクトを行うに当たって、そのプロジェクトを見て、収益が出るだろうと金融機関側も貸出しを、貸してくれる、また投資してくれる、その金子というんでしょうか、金融機関側もそういうメリットがあると分かって初めてお金を出してくれるみたいですね。

————— [発 言 取 り 消 し] —————

—————上峰町の中心市街地活性化事業の実施方針、LABV方式ということで本年3月に町が出したのですが、これは令和2年6月10日に出したパートナー募集、LABV方式に関する民間事業パートナー募集要項と同じ、ダブっているものであるんですが、法人が今回設立されましたね、今年5月でしたでしょうか。法人設立に際し、町は不動産の出資を行い、選定された事業パートナーは、町が出資する不動産価値に見合う資金を出資することとすると。

なお、不動産と同等の資金の出資を実行しない場合は、町と協議の上、資金の額を決定するものとし、町は協議に応じるものとするとなります。

今回、他の同僚議員の質問にもあったかもしれませんが、今回、町が提供する不動産価値に見合う資金をこの事業パートナーが出資していないと思います。たしか30,000千円と聞いたような気がするんですけども、まず、その金額を改めて教えていただくことと、どうして今回不動産と同等の資金の出資を実行しない場合になったのか、それを教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

出資の話かというふうにお見受けをしているところです。

出資額につきましては、ちょっとすみません、正確な数字まではちょっと今手元にございませぬけれども、30,000千円弱だったというのは、確かにそうだったというふうに思っております。

それに見合う出資かどうかというところなんですけど、これは過去にも何回も申し上げておりますけれども、これはあくまでも初回の出資なんですね。この後、恐らく設計とか、そういった建物構想とかがそれぞれ出てきたときに、リスクというのが出てくるんです、企業パートナーさんたちには。そのリスク分の出資というのは後に生じるということになっておりますので、追加出資もあり得ますと私が常々言っていたのは、そういうリスク負担分の出資が後に控えているということでございますので、そこを御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

そうすると、令和2年3月に出された当町の中心市街地活性化事業実施方針LABV方式及び令和2年6月10日に出されている当町のLABV方式に関する民間事業パートナー募集要項、ここにあるように、不動産と同等の資金の出資、不動産価値に見合う資金を出資ということが基本になっているようですね。しかし、今、室長のお話を聞く限り、リスク、後々の事業を行うに当たっての資金として、また、追加として入るから、そういうやり方もあるんですよということなんですけれども、ここの方針の文言がどう考えても、最初は、不動産価値に見合う資金を出資することが原則であるというふうにしか取れないんですね。なぜ初めにそうじゃないことがありき、つまり、不動産価値に見合う資金を初めから出さないでもいいということが前提になっているのか、その理由を教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これも何回か議論があったかと思いますが、イギリス型では確かに50、50という形となっております。日本の場合はちょっと私どもが初めてということがございますので、そこに関しては明確な規定自体はないということになっております。

また、先ほど私が申し上げたリスク負担、これに関しましては、募集の段階でリスクが顕在化しているはずがないんですよ。その段階では何がリスクなのかがちょっと分からない状態なんです。それを今、これから各プロジェクトごとに積み上げを行った上で、恐らく設計であったり、その後やっていく事業の中身が明確化しているところによってリスクが顕在化してくるということになります。そこまでの過渡期ということでございますので、そこはそういう形での要件ができますので、そういった対応をさせていただいているということです。

以上です。

○2番（大川徹也君）

その点については、今日はこれ以上進めません、質疑はしませんが、次に、事業の意思決定について伺います。

よく意思決定が本町と事業パートナーとの割合が50、50と言いますけれども、非常にこれは曖昧な話です。実際、今日の執行部の答弁にもあったように、また、臨時議会やその前の議会等でもあったかと思うんですが、合同会社ができてからは、基本的に合同会社がイニシアチブを取って行くから町はいろいろ言わないということによっております。

このようなときに、この意思決定の50、50というのは、町はどのようなことにどのくらいの程度で関わっていくのか、それを教えていただけますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

どのぐらいのところどの程度という、ちょっとすみません、そこが何とお答えしていいのかが何ともなんですけれども、ただ、合同会社としての意思を表示する際における決議を採る際の意思決定の権限が50あるということで御理解いただければというふうに思っております。

○2番（大川徹也君）

これはちょっと山陽小野田市の資料を見ながら話しているんですが、このLABV方式で事業にこぎ着けるまで、また、事業を完成させるまでの手順として、まず、その導入可能性の調査を行い、そして、その調査内容を見て、このLABV方式でこういう上峰町としての施策を行っていくという方針を決定し——上峰町の場合だったらですね、利活用の構想、計画策定をし、土地の不動産鑑定の評価をし、そして、法人設立、官民事業体の組成であるこの合同会社、上峰町の場合では合同会社が設立されていく、そして、設計工事のほうに入っていくと。そのときに、上峰町としてはビジョンがあるわけですよね、こういう場所にしたいという。そのときに、上峰町としては同事業実施方針の中でも公共施設として、運動施設、体育館、武道館、プール、子育て支援施設、健康増進施設、学習室、展示室、ミュージアムやギャラリー、スタジオ、メディアテーク、これはミニFMのようなものというふうにちょっと聞きましたけど、地域振興施設、いわゆる農産物の直売所、加工施設、飲食施設など、また、道の駅、駐車場やトイレを完備した情報発信施設、また、今日もありましたけど、答弁にあった定住促進を図る住宅施設、こういったものが上峰町が要望していること、そして、あとは民間は民間として入ってこられる、この合同会社が、自分たちも利益を上げなくちゃいけないので、その分もありますけど、町の期待する機能として、地域のシンボルとなり、町周辺エリアからも集客し、中心市街地の活性化に寄与する施設の導入、商業施設、また、その他の共用施設として町の期待する機能、宿泊広場を備え、多世代の憩いの場となるような公園的な空間の導入、また、町周辺エリアからも集客できるための駐車場、駐輪場の導入、このようにいわゆるビジョンを描いて、これが実現できるような事業体を組成してい

く、事業体、とパートナーと組んでいくということで今があると思います。

この際に、町はこのような青写真はあくまでも青写真として、これを基に推測されるような設計費をこのような議会で言うのは問題があると、町長も昨日からそう言っていましたけれども、このときに、この青写真は青写真、実際に本当に規模の問題であったり、これが全てできるのかという問題もあるので、それは、そういう可能性があるというのは重々分かるんですけども、この開発、事業水準と執行部はよく言っていますが、この応募者との個別対話を行うとき、今、合同会社を造られていますけど、その一步前の段階で応募者との個別対話のときに対話の内容の一つとして幾つかあるんですよ。上峰町がこの本活性化事業の参加資格審査をするときに、資格を得た応募者と企画提案書等の提出に向け、次の目的による個別対応を実施するものとするがありますが、いろいろありますね。民間事業パートナーとして担える役割の確認をお互いにしたりとか、応募者の参加に対する負担軽減をしたり、共同事業者定款の確認をしたり、民間活力の最大化など、こういった対話を行っていく中で、1つ気になったところがあるんです。開発事業水準の食い違いの有無の確認とその解消、つまり、町がこのような開発事業をしたいという水準があって今申し上げたところですね。それと、実際に共同してやる事業パートナーが、それはできそうにありませんねとか、そういう食い違いがあるということなんでしょう。その有無の確認をそこでされたら、そして、その解消ということでもありますから、今の合同会社とそういう話し合いをするときに開発水準のどの部分が食い違いがあったのかなかったのか、あったとしたらどの部分か、そして、その解消に向けてどういう話し合いがなされたのか、これを知りたいなと思います。

○町長（武廣勇平君）

開発水準の食い違いによって解消を目指す、具体的には、このLABV内部での協議事項はここでお伝えするわけにはいきませんが、先般、私行ってまいりました紫波町のオガール紫波という施設がございます。ここは、シアター兼ギャラリー兼、かつダンススタジオ兼、そういった施設で複合化しているというところでもあります。町内3万人弱の人口の町でありますので、やはり利用者も限られると。そういった場合は、いろんな顔を持った、そういう施設整備を考えていくことも解消の一つの方法ではないかということで現在も協議をしているところでございます。

○2番（大川徹也君）

オガール紫波、紫波町の、岩手県だったかと思いますがけれども、そちらのほうで3万人弱という限られた人口の中で、シアターやダンススタジオなど別個に造るんじゃなくて1つの箱物、建物で、幾つかの種類を、時間差なのか何か分かりませんが、共有して造っているという説明だったと理解します。

それも当町でも行っていると。当然行うことになるでしょうね。ただ、これが、今それをやっているんですかという話で、これを応募した個別対応の中で既に話が終わっているもの

なのかなと、この応募に関する手続の中でありますので、思うんですけど、これはこの合同会社が決定する前に終わっておくべきものではないんですか、それとも継続してずっと行っていくものなんですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

応募における手続の流れとしては、議員おっしゃるとおりでございます。

そこでどういうものがあつたかということに関しましては、それは民間のノウハウの考え方がございますので、この場でどうだったかというのを披瀝することは差し控えたいというふうに考えております。

ただ、実際そのときに話している内容と、例えば、本当に事業計画という形で数字を積み上げて、幾らかかって幾ら収益が出てというのはこれからやっていくわけなんですね。ちょっと今はまだはっきりしないところもあるかもしれませんが、そこをやっていく中で、実際に収益が出る出ないというのを今後精査していく形になります。その際に、そのときに何も異論がなかったとしても、実際やるとなつたときに、ちょっとそこでこれはペイしないよねという話になつたときには、やっぱりそこはいろいろと協議が必要になってくるのではないのかなというふうに考えておりますので、そこはやっていく上での現実的な話をしていく中での、当然、経営ということを考えればそういった協議という場は出てくるのが必然なのではないだろうかというふうに考えております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

私はこの募集要項を見る限り、そのような具体的なことがおおむね、今、室長が言われたように、実際に取りかかるときに微調整するような事柄ももちろん出てくるかとは思いますが。ただ、おおむね決まるのだらうと思っていました。ですから、この事業はちょっと難しいからできないとか、そういったことが分かっていたら、いわゆる開発水準にある青写真が私たちにも知らせてもらえて、中心市街地のイメージがより私たちにも、もちろん町民の皆さんにも分かつたんじゃないかなと思って、ちょっと疑問だったので質問しました。

具体的に、開発水準としておおむねこのままでいくんですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

現在のところ、おおむねその水準をベースに行っているところではございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

次に、事業期間なんですけれども、事業期間が原則20年ということであつてあります。実際に募集要項の中で、事業開始から20年間は共同事業体、当町でいう合同会社つばきまちづくりプロジェクトは20年間解散できないものとするということで理解しております。

ただし——そうあるんですね、ただし、上峰、当町と民間事業パートナー双方の合意を得

た場合にはこの限りでないものとするとか、民間事業パートナーは法人設立期間において、当町と民間事業パートナーとの協議により法人への新たな民間事業パートナーの追加及び法人からの脱退ができるものとするところがあるんですね。

この条文を読んだときにすごく不安になったんです。何が不安かという、民間事業を新しく追加する分はいいんですけども、法人からの脱退もできると。こうなったときに、分かりやすいように率直に言いますけれども、この事業が危ないと思って、いち早くその事業体から抜きたい企業というのが出てきたらどうするんだろうかと、そういう不安が頭をよぎりました。そして、実際に――まず、ちょっと1つずつ行きます。この私の懸念について、お考えをちょっと聞かせていただけたらと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

会社間の出入りに関しましては、そんなに厳しいものではないというふうに思っております。その加入に際しまして、その脱退に際しまして、合同会社の中で当然話をしていく内容なんだろうなというふうには思っているところでございます。

ただ、これは当初に入っておられた、例えば、経営として入られている会社さんが最後までずっと入っているかどうかというのを考えたときに、今は黎明期でございますので、初めのうちは、例えば、設計であったり、建設であったり、そういったものは非常に重要な位置づけかというふうに思います。これが数年を経過して、建屋ができて、リーシングで入ってくるところがあって、うまく稼働したといった段階になってくると、次のフェーズというのは恐らく運営と維持管理、こういったものが中心になってくるんですね。ですので、そのフェーズに合わせたところで入れ替わりがあるのはむしろ当然の流れかなということも片や考え方としてはあり得るというふうに思っております。

それと、さきに申し上げられたような、例えば、上峰町と合意があれば解散とか、そういうことに関して不安に思われるということだったんですけども、これに関しても申し上げると、そういう規定がもちろんないほうが不自然なところもあり得るかなというふうには思います。だからといって、解散を前提にしているというわけではないんです。こういう安全面的なものという――安全面と言ったらちょっといけませんけれども、そういう調整弁的なものに関しましては、どういったものであっても想定をしてあるというふうに思いますので、私どもだけではなくて、よそでもそういう規定というものはあり得ると思いますし、これはPFIなんかの場合においてもそういった事例はあり得るというふうには考えておりますので、私どもにだけ限ったということでもないというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

このような、これはLABV方式や官民連携手法、PFIであったりするんでしょうけれども、このようなPPP手法の中では当然というようなあたり、よく一般的に見受けられる

ということであったので、私の単なる知識不足なんでしょうけれども、疑念として残るのは、融資を受けるわけですよね。融資を受けて、それは返さなくちゃいけないお金です。これを責任を持つところはどこですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

借り入れたお金を誰が責任持つかというのは、借り入れたところが責任を持つということになります。

以上です。

○2番（大川徹也君）

プロジェクトファイナンスということではいろんな事業を行っていく上で、その事業を担う、例えば、Aというプロジェクトだったら、そのプロジェクトを担う、中心となる民間事業者がお金を借り、そこが責任を持つと、そういうふうな理解でいいのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

金融機関が資金を貸し出すということは、そのキャッシュフローに対して一定程度のストレスをかけた上で、回収の見込みがあるということで貸し出すわけだと思います。ですので、そこには厳しい審査もございますので、そういったところを、事業計画、損益計算表、そういったところでしっかりとした収益を出していくということに対して、普通につけた資料だけでは多分駄目なんですね。それに対して厳しい条件をさらに突きつけたところで貸すか貸さないかというのを決められるということになりますので、その審査を一定程度クリアするということは、そのキャッシュフローに関しても一定程度の信頼性があるというような解釈も可能かなというふうには思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

室長が答弁されたように、お金が実際に貸し出されると決まったということは、内容としてはおっしゃるとおりなんだろうと思います。

私の質問は、誰がお金を借りるか、つまり、それは事業を行う者ということで、例えば、合同会社ではなくプロジェクトAという、例えば、事業をすることとして、その事業を主体的に担う共同事業パートナーがお金を借りるということによって理解していいのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

その辺に関しましては、どこという1点で決める話でもないかなというふうに感じております。もちろん、LABVという官民共同事業体であります合同会社がその借り手の主体になる場合もあり得ます。ただ、ほかのプロジェクト、例えば、AというプロジェクトとBというプロジェクトと合わせてというようなやり方も十分考えられますし、そこはその資金調達方法のやり方、座組み、あるいは今後できるであろう、設計していく中であるその施設の建て方、あるいは維持管理面での合理性、こういったところを、複数の要因を加味したとこ

ろで借り方の主体というのも変わってくるというような考え方はできるかと思いますので、この場で仮定の話でどこというのはちょっと乱暴かなというふうにも思っておりますので、いろいろなバリエーションがあるということで御理解を頂戴できればというふうには思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

今回の中心市街地活性化事業は、おおむね青写真のように進めていくということで理解しているんですが、公共施設がかなり多いですね、何割でしょうか、民間施設がどのぐらいになるか分からないので何割とも言えませんけれども、公共施設の部分について、建物を建てる時に、この借入れは誰がするんですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これは、公共部分に関しましては、まさに社会資本の調達になりますので、そこに関しましてはPFIと同じような考え方というふうに御理解してよろしいかというふうに思っております。つまり、建設を行う主体、一例を挙げれば、当然、合同会社にもなり得る可能性はありますし、先ほど申し上げたように、幾つかのプロジェクトを組み合わせるといっても十分考えられますので、何とも言えないところではあるんですけれども、借入れの主体が一旦のところは調達をして、そこでイニシャル的な負担をすると。後に公共として占有する場所、ここに関しては、例えば、使用料契約であったり、そういった形で町と契約を結んだところでの対価の支払いということは考えられます。

あともう一つは、例えば、補助金等はその辺の採択がいけば補助金を投入して、その部分で所有権を、その部分だけ上峰町に戻したりとか、そういうやり方も可能です。それが一棟なのか区分所有権を使うのか、そういうようなこともバリエーションとしてはございますので、幾つか方法はございます。ですので、こういったところに関しましては、今後、合同会社内でもやり方、座組み、こういったものを煮詰めていく必要がありますということでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

そうすると、今のところは公共施設に関しても、民間事業パートナー、もしくは共同事業パートナーということでしょうか。上峰町以外の事業所が一旦、投資としての融資を受けると、上峰町以外の事業者が融資を受けて、上峰町はリース料というか、そういう家賃の支払いとでも申しましょうか、分割払いとでも申しましょうか、そのような形を取っていくような手法になると理解しておっていいんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

一つの可能性として合同会社が、例えば、何らかの形で資金を調達してというのはもちろ

んあり得るスキームでございます。民間事業パートナーがとか共同事業パートナーが直接そここの出資している親企業がそこから調達するというのは、そこはあるかないかという、今のところはちょっとそこは考えにくいやり方なのかなというふうには思っております。

それで、先ほど言われたような、例えば、使用料とかの平準化払いというのも一つの選択肢ですし、補助金等が乗れば、その補助金が入った段階で上峰町のほうに所有権を戻してその部分だけ買い取るというやり方も可能かというふうには思っております。ですので、そこはいろいろなやり方がございます。ですので、ここで1つのやり方で決め打ちということではないということで御理解を頂戴できれば、現段階ではそういう御理解をしていただければというふうに思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

質問時間が短くなりましたので、最後の質問になるかと思えます。

最後の質問ですね、今回は主にリスクのことについていろいろ質問をさせてもらっていましたが、事業方針の中で、この条文の中で、事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項という項目で、事業パートナーの責めに帰すべき理由により事業の継続が困難になった場合、町は共同開発協定に定めるところにより、事業パートナーの責めに帰すべき事由により事業の計画が困難となった場合やそのおそれが生じた場合に、事業パートナーとの協議の上、改善を図ることを求める。その後、改善が見られない場合に、町は合同会社等を解散することができる。この場合において、事業パートナーは町に直接的に生じた損害を賠償するものとし、町側にも一部過失があった場合はその過失について相殺し、損害額を賠償するものとする。逆に、町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合というのもあるんですね。内容はさっきのと、上と下が逆になっただけの話なんですけれども、これがすごくふやふやして曖昧で理解ができないんですが、この事業パートナーの責めに帰すべき事由とか町の責めに帰すべき事由というのはどういったものが考えられるんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

たればの話でございますので、そこでちょっと具体的な要件というのは私も持ち合わせていないところでございます。ただ、そういう状況にならないように事業をしっかりとやってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

これらのことに関しては、まだまだ私たちというか私自身よく理解できていない部分がありますし、この事業についてこのままこのような形で進めていくことに対して不安を覚えています。ですから、また別の機会にこの手の質問をさせていただきたいと思えます。

これをもって私の質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

これで2番大川徹也議員の質問は全て終わりました。

お諮りいたします。ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、6時55分まで休憩いたします。休憩。

午後6時40分 休憩

午後6時55分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

一般質問が全て終了しましたので、次に進みます。

日程第2 議案第34号

○議長（中山五雄君）

日程第2. 議案審議。

議案第34号 上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第34号……（「議長」と呼ぶ者あり）

○5番（田中静雄君）

5番田中です。この中でちょっと私も分からないところがあるので、教えてもらいたいと思います。

粗大ごみのシールが1枚につき500円、これはいいんですけども、粗大ごみと言ったらいろいろあるんですけども、例えば、この間は同じ三上の中でですけども、便器を出してあったんですね。便器は粗大ごみになるんですかね、これはどうなるんですかね。出したらいかんですかね。もう単刀直入で、だめだったらだめと言ってください。

○住民課長（扇 智布由君）

便器のことでよろしいでしょうか。どういった——ポータブルとかいろいろあるかとは思いますが、陶器でできたようなものと粗大ごみになるのかなとは思いますが、どういった形——様式によっても変わってくるかと思えます。

以上です。すみません。（「はっきりと明快な答えじゃなかったと思いますけれども、いいです。よろしいです」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

田中議員、挙手をしてください。（「すみません」と呼ぶ者あり）

○5番（田中静雄君）

明快な答弁じゃなかったと思いますけれども、私の考えでは多分だめだろうと思いましたが、よろしいです、そしたら。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第34号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第35号

○議長（中山五雄君）

日程第3．議案審議。

議案第35号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第5号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第35号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第36号

○議長（中山五雄君）

日程第4．議案審議。

議案第36号 令和3年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第36号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第37号

○議長（中山五雄君）

日程第5．議案審議。

議案第37号 令和3年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第37号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第38号

○議長（中山五雄君）

日程第6．議案審議。

議案第38号 令和3年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第38号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第39号

○議長（中山五雄君）

日程第7．議案審議。

議案第39号 令和3年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第39号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第40号

○議長（中山五雄君）

日程第8．議案審議。

議案第40号 動産の買い入れについて。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第40号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。大変御苦勞さんでした。

午後6時59分 散会